

第 3 期

那珂市子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

はじめに



那珂市では、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、子どもを中心とした支援を積極的に進めてまいりました。

そのような中、令和元年度に策定した「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、光熱水費や食料品等の物価高騰など、私たちの生活に大きな影響があり、従来の子育て支援に加え、更に多様な子ども・子育て支援の充実が求められました。

今回策定した「第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画」では、子どもたちが直面する課題に対し、よりきめ細やかで効果的な支援を行い、育ちや学びの場が一層充実するよう努めてまいります。さらに教育、保育、福祉、医療、地域支援など、各分野での連携を強化し、子どもたちの多様なニーズに応えるための支援体制を拡充してまいります。

特に、子どもたちが自分らしく成長できる環境を整えることに力を入れ、家庭の支援はもちろん、地域社会全体で子どもたちを育み、支える体制を築くことにより、すべての子どもたちが安心して暮らし、夢を持ち続けることができるような社会を目指します。

また、子どもの安全、そして健やかな成長を支えるためには、私たち大人が積極的に協力し合うことが不可欠であることから、保護者や地域住民の皆さまとともに手を携え、未来を担う子どもたちのために最善の支援を行ってまいります。

那珂市の子どもたちにとって未来を切り開く一助となるよう、より一層充実した支援を実現してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました那珂市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、計画策定にご協力くださいました関係各位並びに市民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

那珂市長

先崎 光

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 那珂市の現状	5
1 子育て家庭を取り巻く環境	6
2 ニーズ調査の結果	10
3 保育所・幼稚園等の状況	16
4 那珂市の現状とニーズ調査、子ども・子育て会議の意見から 見えてくる課題	19
第3章 計画の基本的考え方	23
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策の構成	25
4 計画の全体像	26
第4章 次世代育成支援の取組み事業	27
1 基本目標と体系	28
2 次世代育成支援対策行動計画	29
第5章 子ども・子育て支援事業計画	53
1 量の見込みと確保方策	54
2 教育・保育提供区域の設定	56
3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）	56
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
第6章 計画の推進と進行管理	73
1 計画の推進	74
2 計画の目標指標	74
3 計画の進行管理	74
第7章 資料編	75
1 那珂市子ども・子育て会議条例	76
2 那珂市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）	77
3 諮問書	79
4 答申書	80
5 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項	81
6 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員名簿	83
7 策定経過	84
8 用語集	85
9 指標一覧	92

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来と都市への人口流出などにより、多くの市町村では地域活力の低下が懸念され国や地方自治体、地域を挙げて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国内における急速な少子化の進行と、家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、国は、平成15年、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて「次世代育成支援対策推進法」を制定し、職場や地域において子育てしやすい環境の整備を推進しました。

平成24年には、「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」、その後継計画として、平成26年度に子ども・子育て関連3法に基づく「那珂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画策定後、少子化の深刻化や子どもが被害者となる虐待・事件の発生、また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化が続きました。

このような状況を受け、本市では、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、那珂市の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として令和元年度に「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、保育の量的拡大・確保、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組むとともに、近年生じた待機児童への対応を図るべく第2期計画のアクションプランとして令和3年2月に「～待機児童解消等アクションプラン～」を策定し、待機児童の解消に向けた施策・事業を推進してきました。

第2期計画については、計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、子どもや子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえつつ、「第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 第3期計画の位置づけ

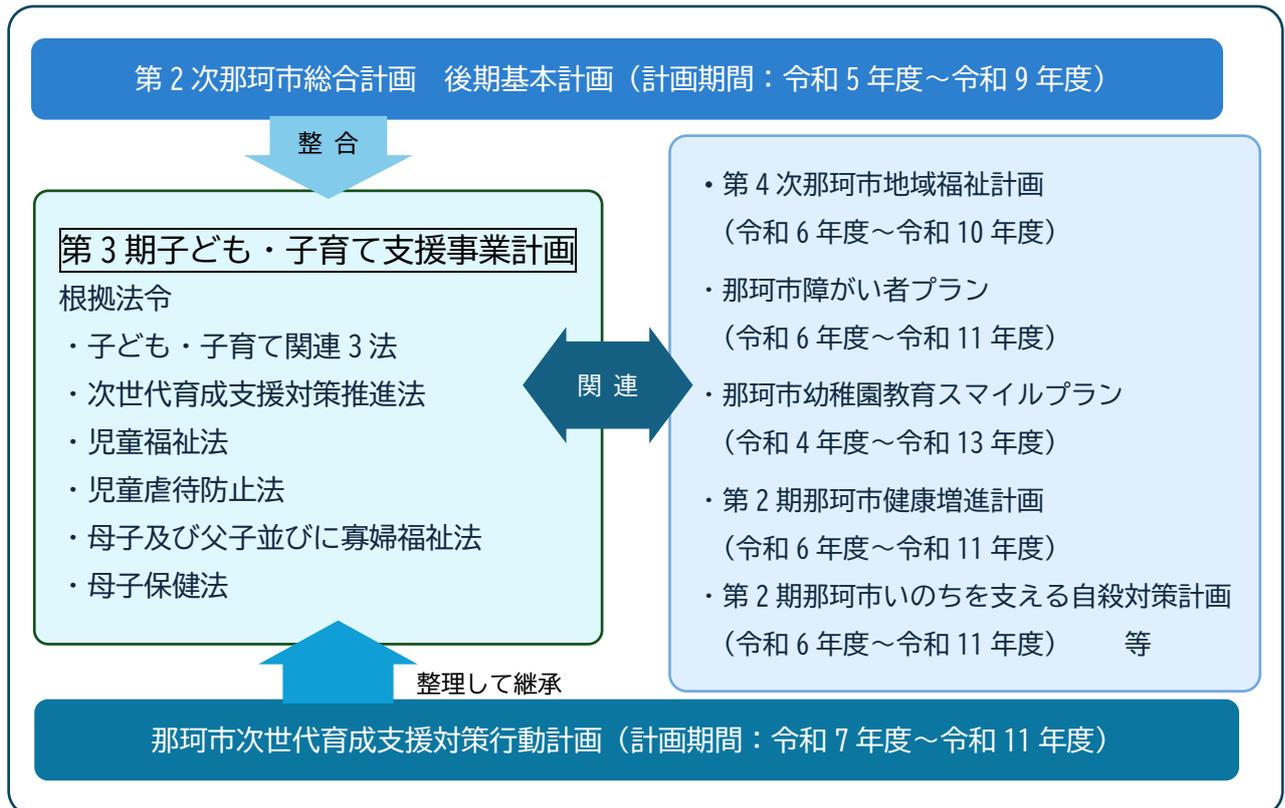
那珂市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子ども・子育て支援業務を円滑に実施するための計画です。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、次世代育成支

援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定し、子ども・子育て支援に関する様々な施策の推進を図るものです。

(2) 他の計画との関係

第3期計画は「第2次那珂市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、那珂市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

第3期計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2次那珂市総合計画 (前期基本計画)			第2次那珂市総合計画 (後期基本計画)						
第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画					第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画				
那珂市次世代育成支援対策行動計画					那珂市次世代育成支援対策行動計画				
		中間見直し					中間見直し		

4 策定体制

(1) 那珂市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「那珂市子ども・子育て会議」を設置しています。

(2) 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会の設置

那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、「那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会」を設置しています。

(3) ニーズ調査の実施

計画の策定に先立ち、就学前の児童がいる世帯及び小学1年生から6年生までの児童がいる世帯の保護者3,085人を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、令和6年1月にニーズ調査を行いました。

(4) パブリック・コメントの実施

計画案に対して、市民の皆さまから幅広く意見をいただくために、令和7年1月にパブリック・コメントを実施しました。

第2章

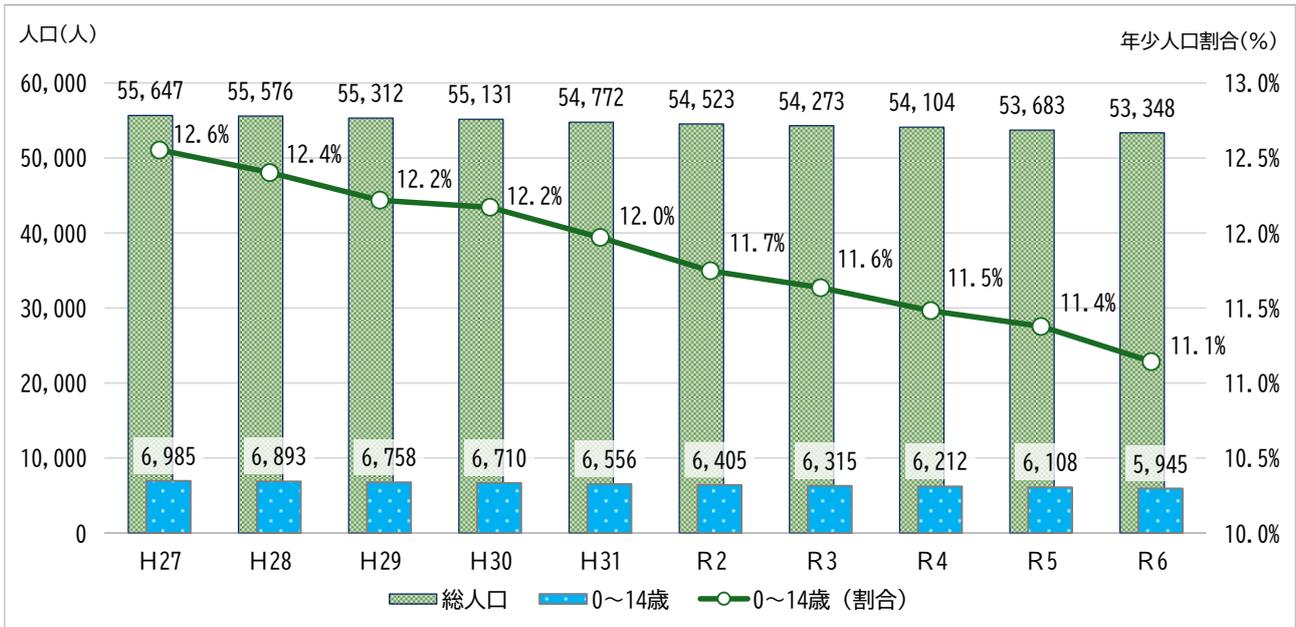
那珂市の現状

第2章 那珂市の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口と年少人口

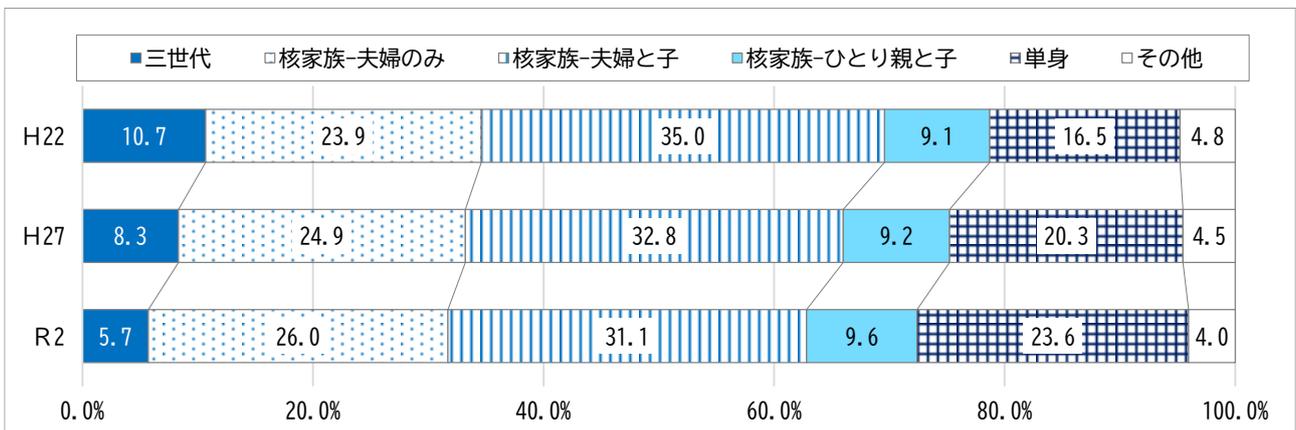
那珂市の人口は、令和6年4月1日現在 53,348 人で、平成27年からの10年間は微減傾向で推移しています。また、年少人口（0～14歳）も減少し、総人口に占める割合（年少人口割合）は平成27年の12.6%から令和6年は11.1%に低下しています。



住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯の家族類型の推移

世帯の家族類型について、令和2年の核家族世帯割合は総世帯数の66.7%を占めています。平成22年の核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯が35.0%で最も割合が高くなっていますが、次第にその割合は減少しつつあります。また、祖父母等からの支援が期待できる「三世帯」の割合も減少傾向にあります。一方、「夫婦のみ」世帯と「単身世帯」は増加傾向となっています。

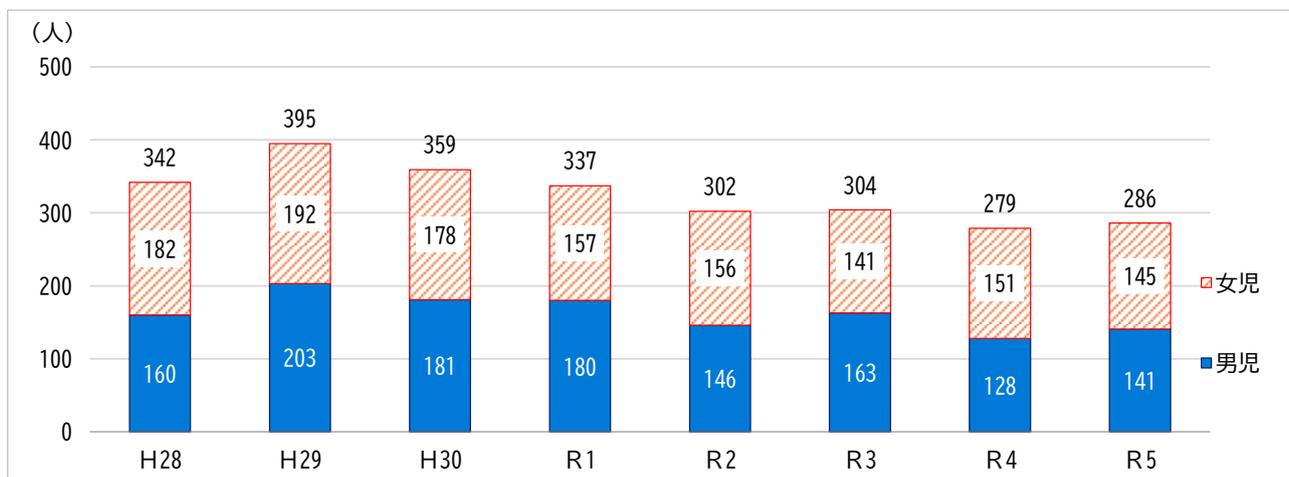


国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

平成28年からの出生数の推移をみると、年によって増減のばらつきがありますが、減少傾向となっており、令和2年以降は300人前後で推移しています。

<出生数>



人口動態調査、茨城県人口動態統計

合計特殊出生率の推移をみると、那珂市は全国に近い率となっていますが、茨城県に比べ、やや低い数値となっています。

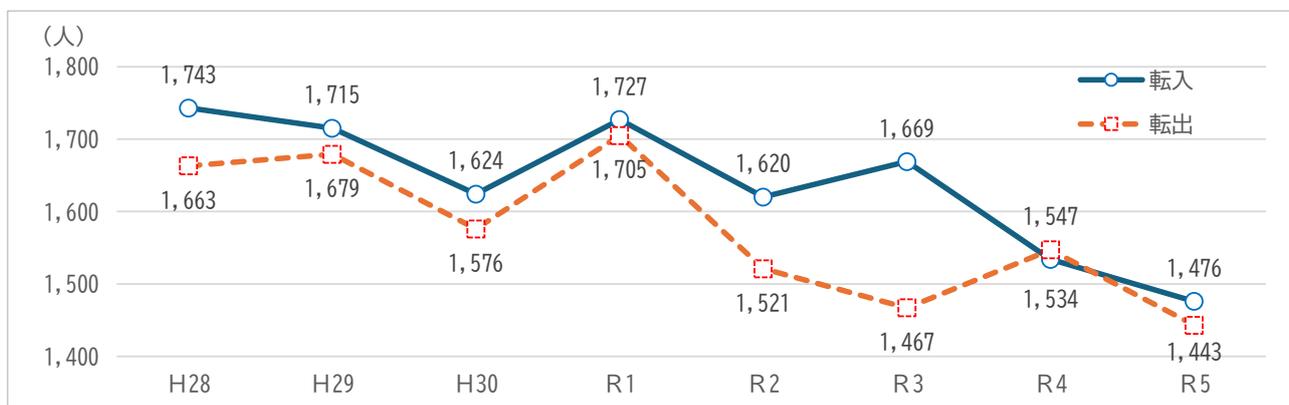
<合計特殊出生率>

	H20～H24	H25～H29	H30～R4
那珂市	1.37	1.40	1.33
茨城県	1.43	1.46	1.34
全国	1.38	1.43	1.33

人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 転入・転出者数の推移

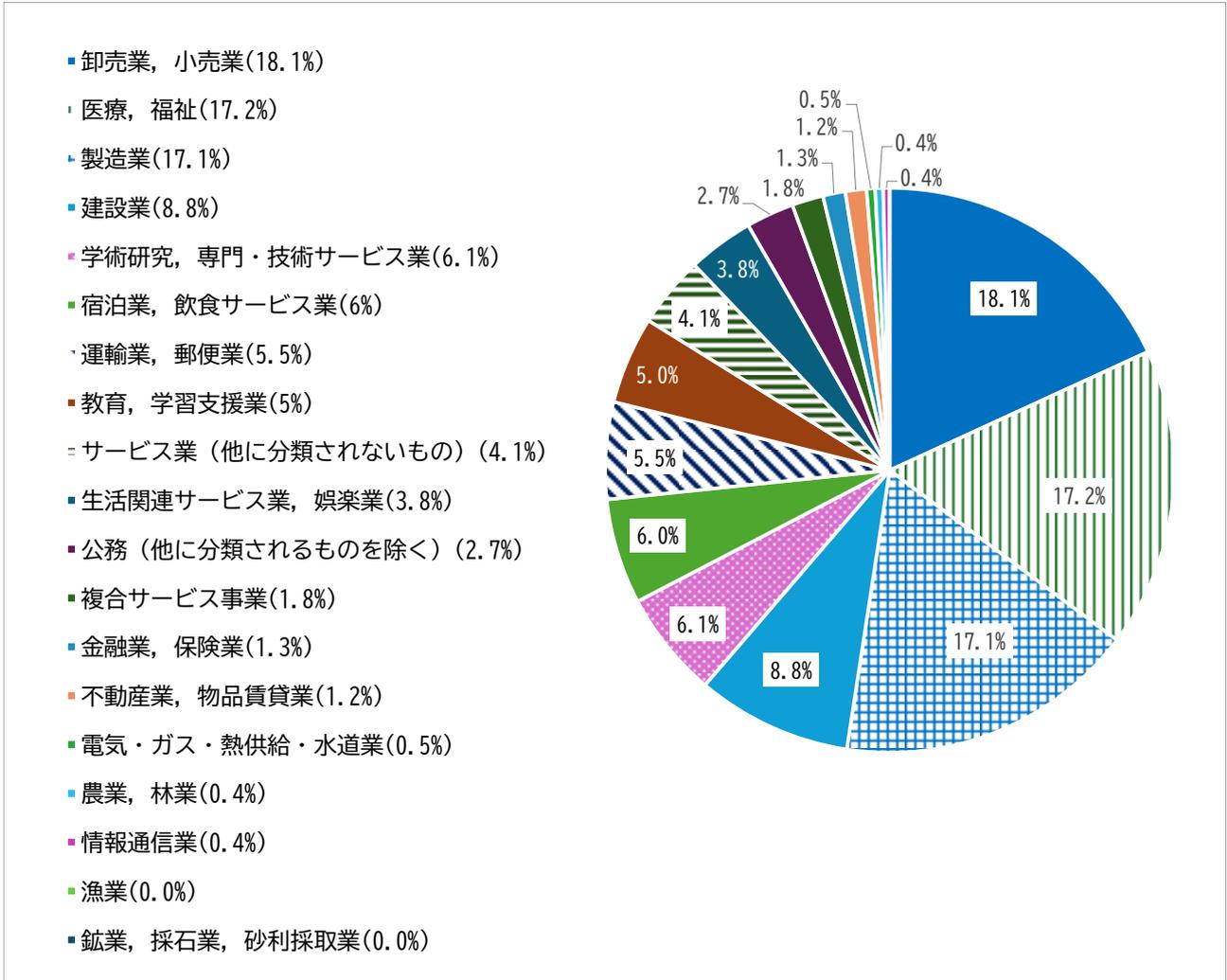
転入・転出者数の推移は、令和4年を除き、転入が転出を上回る社会増の傾向となっていますが、転入・転出者数自体はともに減少傾向となっています。



茨城県常住人口調査

(5) 産業別従業者割合

本市の産業別従業者割合をみると、「卸売業・小売業」が18.1%、「医療・福祉」が17.2%、「製造業」が17.1%で高い割合となっており、市内の3大産業となっています。



令和3年経済センサス

(6) 女性の年齢別労働力率の推移

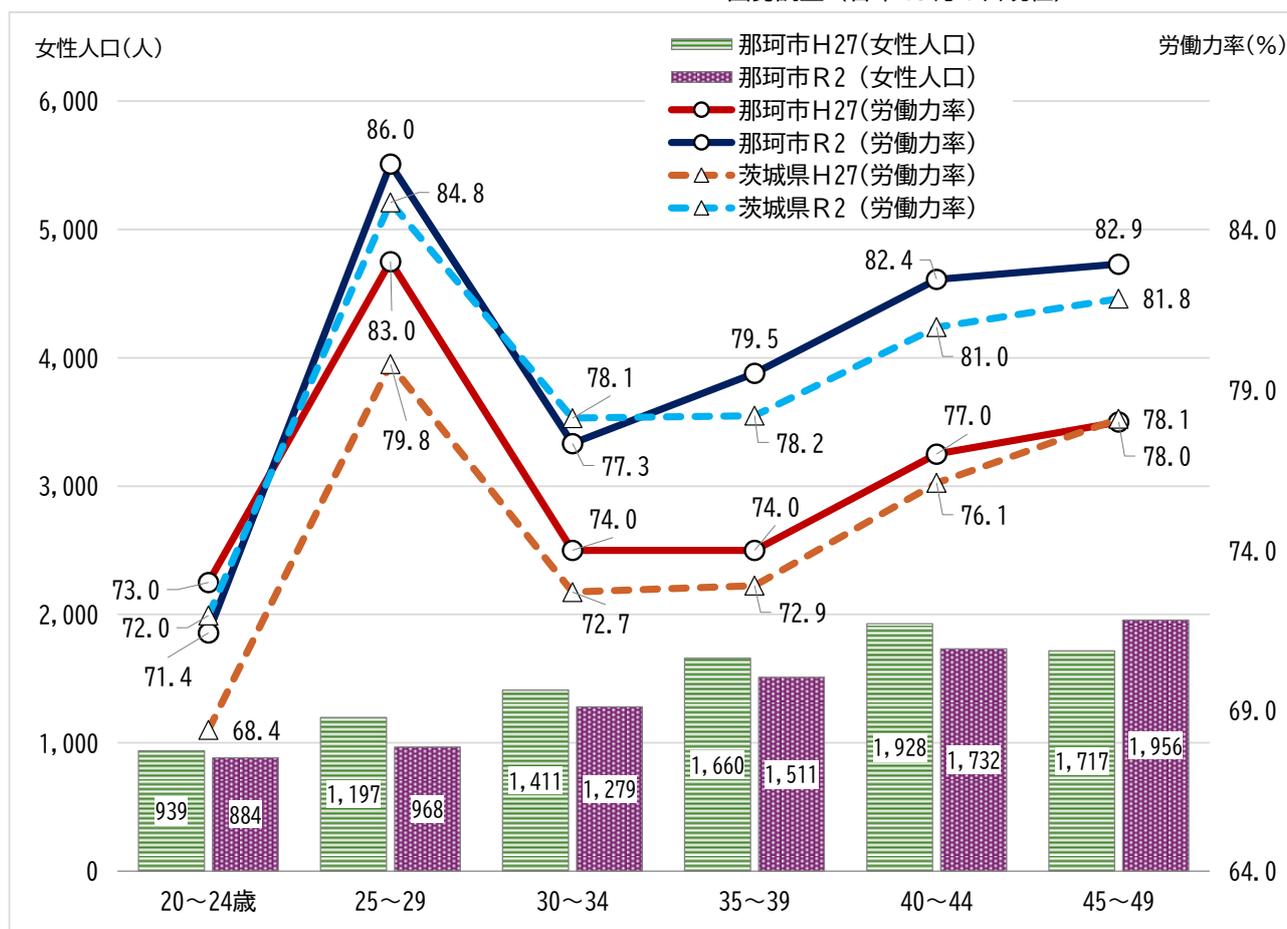
本市における令和2年の女性の年齢別労働力率について、20代後半から40代では、30代前半を除き県の労働力率を上回っています。また、平成27年と令和2年の労働力率を比較すると、本市及び県ともに一部（那珂市の20～24歳）を除く年齢層において令和2年が平成27年を上回っています。本市においては、20歳～44歳までの各年齢層ともに女性人口は減少していますが、一方、仕事に就く女性の割合は上昇しています。

<労働力率>

(%)

年齢区分	那珂市H27	那珂市R2	茨城県H27	茨城県R2
15～19歳	10.0	15.8	14.4	16.3
20～24	73.0	71.4	68.4	72.0
25～29	83.0	86.0	79.8	84.8
30～34	74.0	77.3	72.7	78.1
35～39	74.0	79.5	72.9	78.2
40～44	77.0	82.4	76.1	81.0
45～49	78.0	82.9	78.1	81.8
50～54	77.0	79.5	75.8	79.9
55～59	68.0	75.3	68.7	74.9
60～64	51.0	59.2	51.1	61.3
65歳以上	18.0	19.6	16.5	20.1

国勢調査（各年10月1日現在）



※労働力率とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人。）の割合のことをいいます。

2 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

本計画の策定に伴い、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を令和6年1月に実施しました。

調査対象	調査数	調査方法	有効回答数 (有効回答率)
就学前児童世帯（保護者）	1,697	郵送配布・回収及びインターネット調査 (郵送票に記入もしくはインターネットのWeb上にアクセスして回答するかを調査対象者自身が選択)	805 (47.4%)
小学1～6年生世帯（保護者）	1,388	郵送配布・回収及びインターネット調査 (郵送票に記入もしくはインターネットのWeb上にアクセスして回答するかを調査対象者自身が選択)	631 (45.5%)

※有効回答数とは、回収票のうち、有効な回答として集計可能となった票数です。

※調査結果のグラフにおける「n」は、集計対象者数を表します。

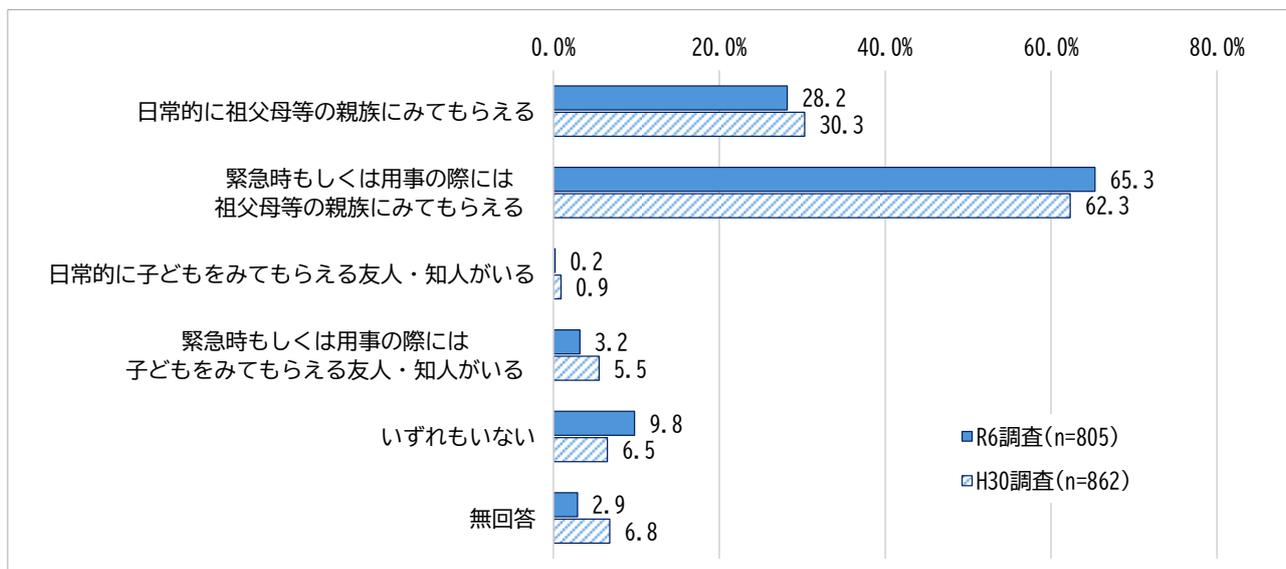
(2) 調査結果

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童/複数回答可）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が6割半ばで最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割弱となっています。

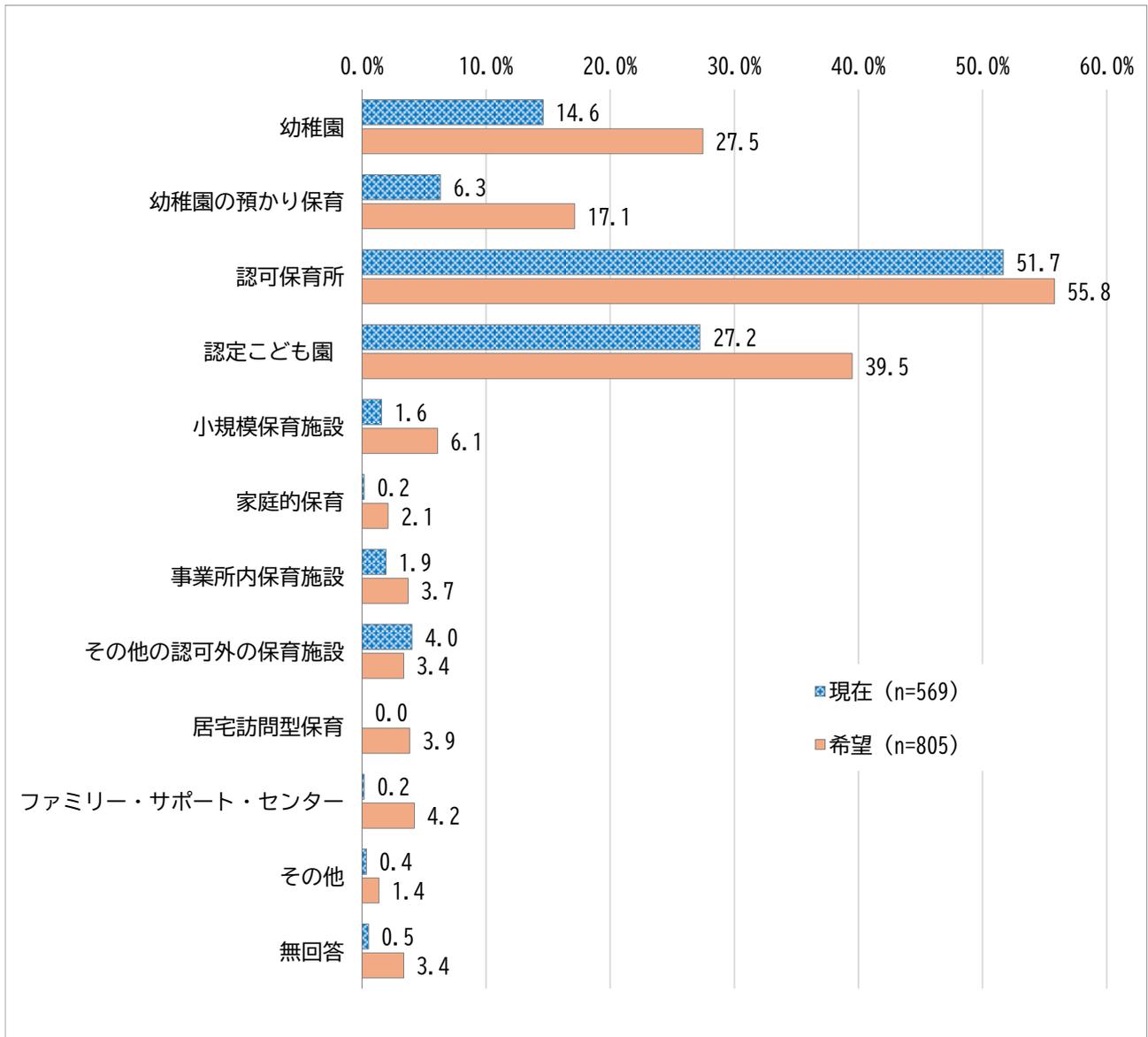
前回調査（H30年）と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が若干低下し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が若干高まりました。

また、子どもをみてくれる人が「いずれもない」とする回答も若干上昇しています。



② 教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望（就学前児童/複数回答可）

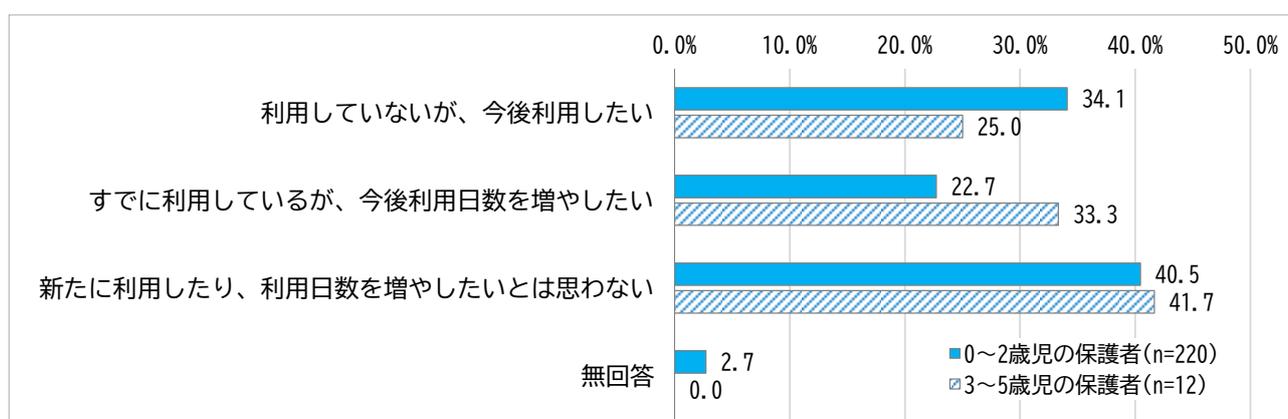
教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望は、いずれも最も多い回答が「認可保育所」で5割強～5割半ば、次いで多い回答が「認定こども園」で3割弱～4割弱、「幼稚園」が1割半ば～3割弱となっています。現在の利用状況と今後の利用希望の差については、「その他の認可外の保育施設」においては、希望に対して現在利用が若干上回っていますが、その他の施設・事業はいずれも現在利用に対して希望が上回っています。



③ 地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業の新規の利用及び利用拡大の意向について、主な利用者層となる定期的な教育・保育事業を利用していない0～2歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」（3割強）と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（2割強）の合計が6割弱となっています。一方、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は4割強となっています。

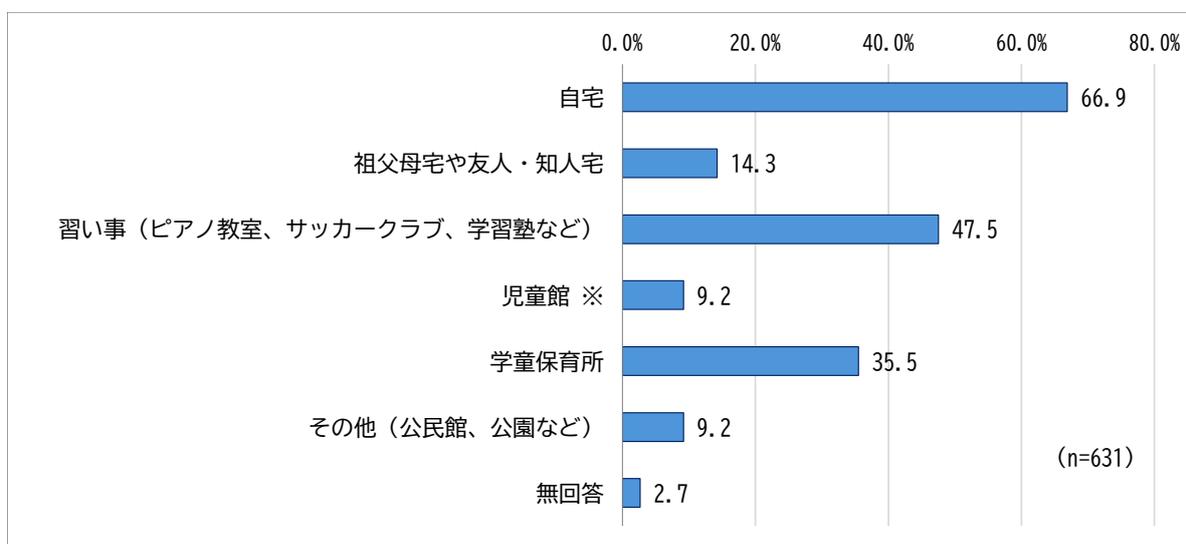
3～5歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」（2割半）と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（3割強）となっており、0～2歳児の保護者よりもすでに利用している人の割合が高くなっていますが、合計については6割弱で0～2歳児の保護者とほど同程度の割合となっています。また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」も4割強で、0～2歳児の保護者と同程度の割合となっています。



※本市における「地域子育て支援拠点事業」は、地域子育て支援センター「つぼみ」（那珂市）・「すくすく～る」（ゆたか保育園）・「ちいろば」（瓜連認定こども園）となります。

④ 放課後に過ごさせたい場所（小学生/複数回答可）

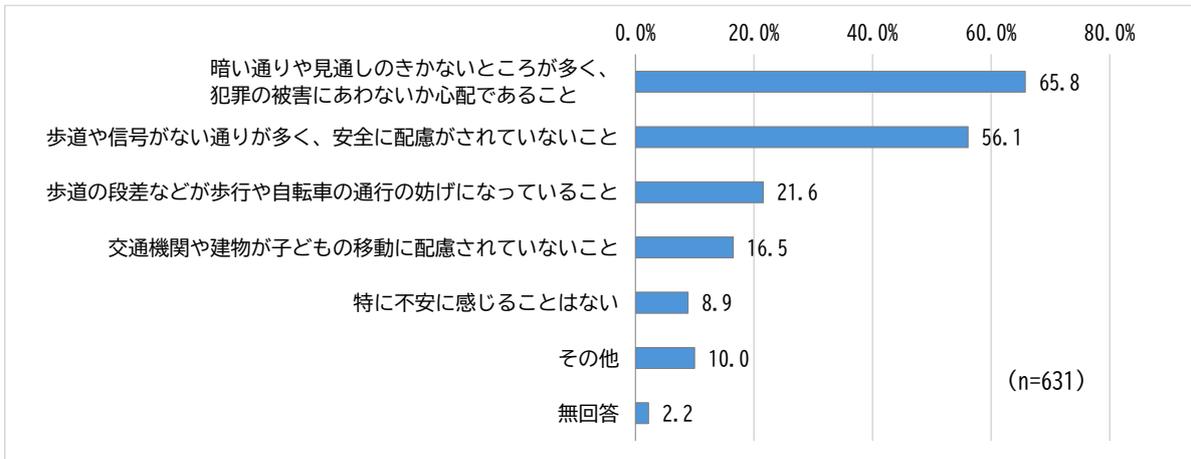
「自宅」の割合が7割弱で最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が5割弱、「学童保育所」が3割半ばで続いています。



※「児童館」は現在那珂市では未実施の事業です。

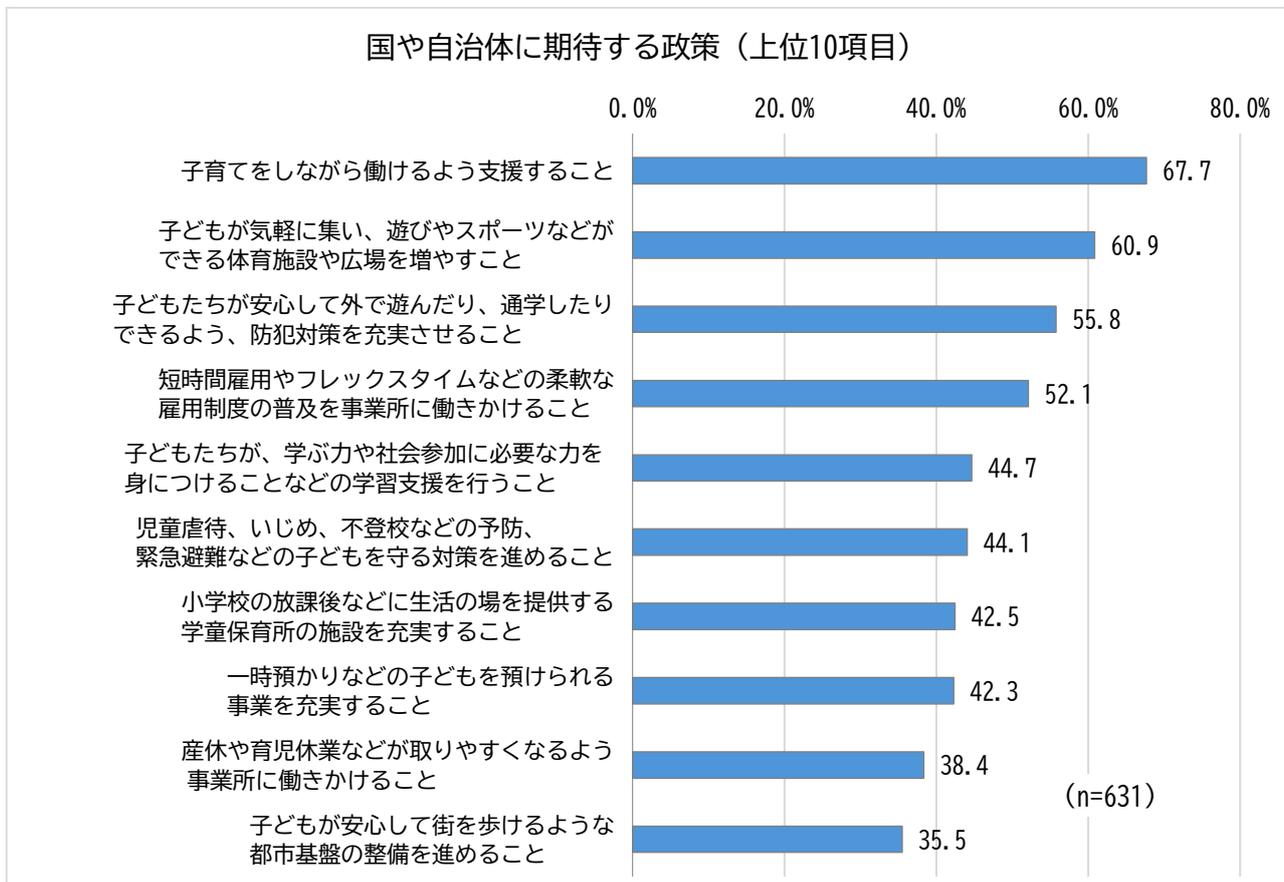
⑤ 子どもが外出する際に不安に感じること（小学生/複数回答可）

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、犯罪の被害にあわないか心配であること」が7割弱で最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全に配慮がされていないこと」が6割弱となっています。



⑥ 子どもを産み育てやすくするため、国や自治体に期待する政策（小学生/複数回答可）

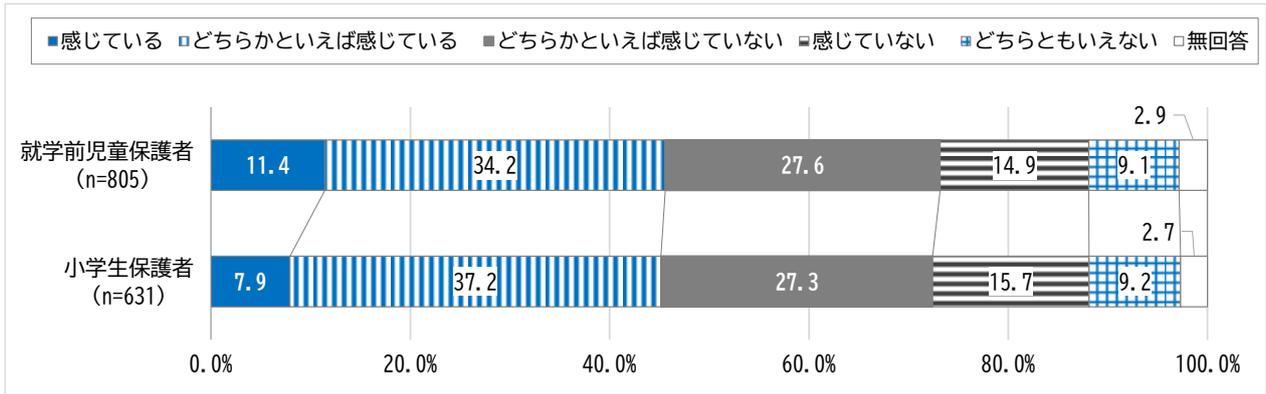
「子育てをしながら働けるよう支援すること」が7割弱で最も高く、次いで「子どもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができる体育施設や広場を増やすこと」が6割強、「子どもたちが安心して外で遊んだり、通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」が6割弱となっています。



⑦ 那珂市では大きな不安もなく、子どもを育てられていると感じているか
(就学前児童・小学生)

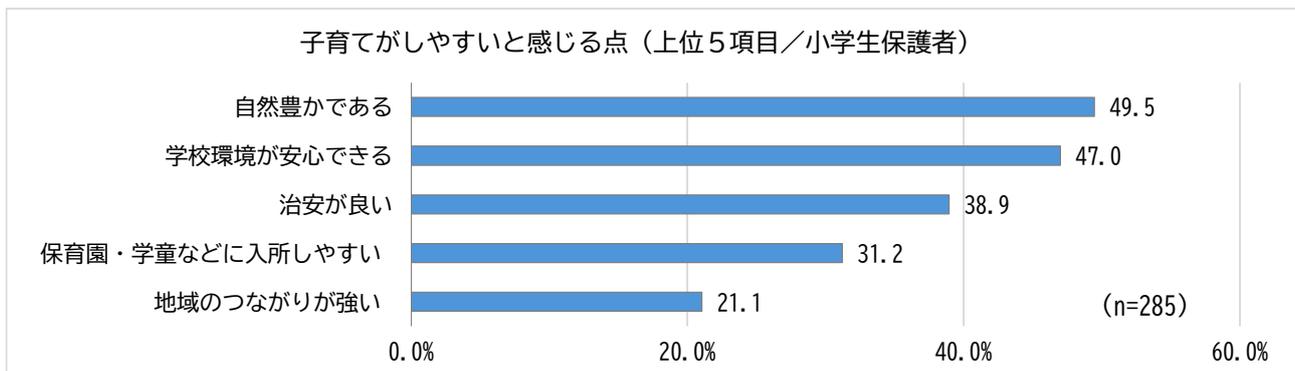
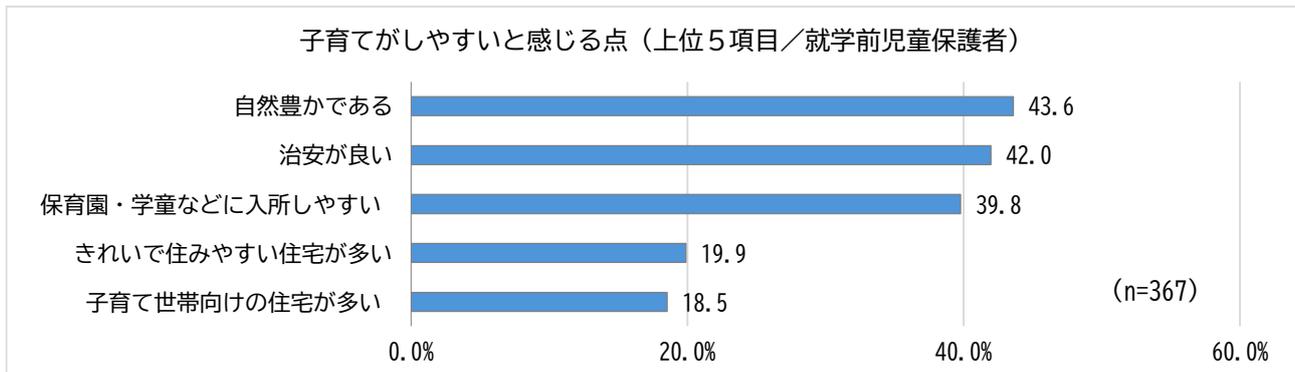
就学前児童、小学生の保護者ともに「どちらかといえば感じている」の回答割合が高くなっています。

「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた肯定的に感じている人の割合は、就学前児童の保護者が5割弱、小学生の保護者が4割半ばとなっています。一方、「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」を合わせた否定的に感じている人の割合は、就学前児童、小学生の保護者ともに4割強となっています。



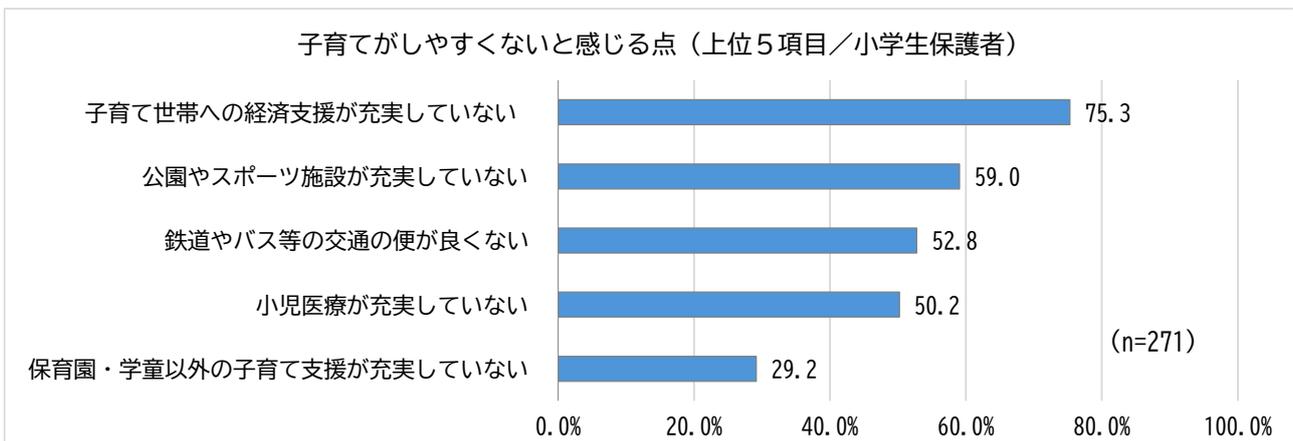
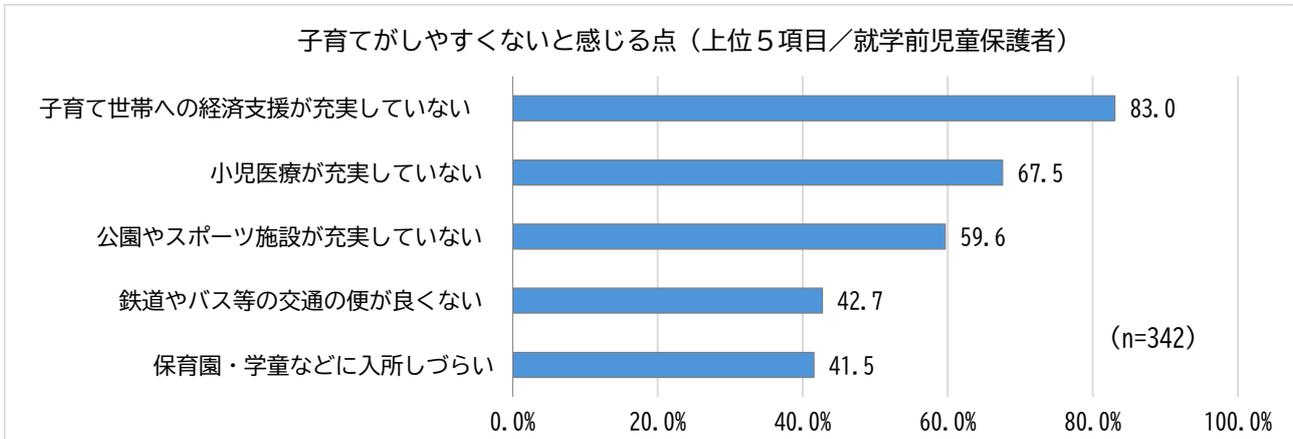
⑧ 子育てがしやすいと感じる点 (就学前児童・小学生/複数回答可)

那珂市で大きな不安もなく、子どもを育てられているかの間に対して「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人に子育てがしやすいと感じる点を聞いたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに「自然豊かである」との回答が最も高い割合となっています。



⑨ 子育てがしやすいと感じない点（就学前児童・小学生／複数回答可）

那珂市で大きな不安もなく、子どもを育てられているかの間に対して「どちらかといえば感じていない」、「感じていない」と回答した人に子育てがしやすいと感じる点を聞いたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに「子育て世帯への経済支援が充実していない」との回答が最も高い割合となっています。



3 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所

本市の認可保育所は、令和6年4月1日現在、公立保育所1施設、私立保育園6施設があります。平成31年から令和6年までの推移をみると、入所児童数は年により増減していますが、令和2年をピークに、令和3年に瓜連保育園が認定こども園へ移行したことにより減少したものの、令和4年以降は増加傾向にあります。また、公立保育所は令和2年以降160人台が続き、私立保育園は令和4年以降増加傾向となっています。

■保育所の入所者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
菅谷保育所（公立）	172	163	165	161	162	167
私立保育園計	693	753	603	623	629	633
ゆたか保育園	149	143	140	140	143	141
かしま台保育園	120	127	120	128	125	119
ごだい保育園	92	97	95	87	93	93
瓜連保育園	179	168	-	-	-	-
大成学園額田保育園	72	71	68	66	72	75
いくり保育園	81	98	116	126	112	110
ARINKOMURA	-	49	64	76	84	95
合計	865	916	768	784	791	800

(2) 幼稚園

本市の幼稚園は、令和6年5月1日現在、公立1施設、私立2施設があります。平成31年から令和6年までの推移をみると、公立幼稚園は、令和2年をピークに、令和3年に減少に転じ、令和4年以降は約100人で推移しています。一方、私立幼稚園は、減少傾向が続いています。

■幼稚園の入園者数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ひまわり幼稚園（公立）	148	155	125	107	103	105
私立幼稚園計	169	147	121	94	75	52
さいせい幼稚園	56	40	32	25	16	6
ナザレ幼稚園	113	107	89	69	59	46
合計	317	302	246	201	178	157

(3) 認定こども園

本市における幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ認定こども園は、令和6年4月1日現在、私立認定こども園2施設があります。認定こども園の園児数の推移をみると、令和3年に瓜連認定こども園が開園したこともあり、平成31年の196人から令和6年には364人と大幅に増加しています。

一方、幼稚園と保育所の機能別にみると、保育所部分は令和3年以降増加傾向が続き、幼稚園部分は令和4年をピークに令和5年からは減少傾向に転じています。

■認定こども園の入園者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園大成学園 幼稚園（保育所部分）	86	73	71	79	117	127
認定こども園大成学園 幼稚園（幼稚園部分）	110	124	130	120	101	87
瓜連認定こども園 （保育所部分）	-	-	150	154	151	142
瓜連認定こども園 （幼稚園部分）	-	-	6	12	13	8
保育所部分計	86	73	221	233	268	269
幼稚園部分計	110	124	136	132	114	95
合計	196	197	357	365	382	364

（4）地域型保育事業所

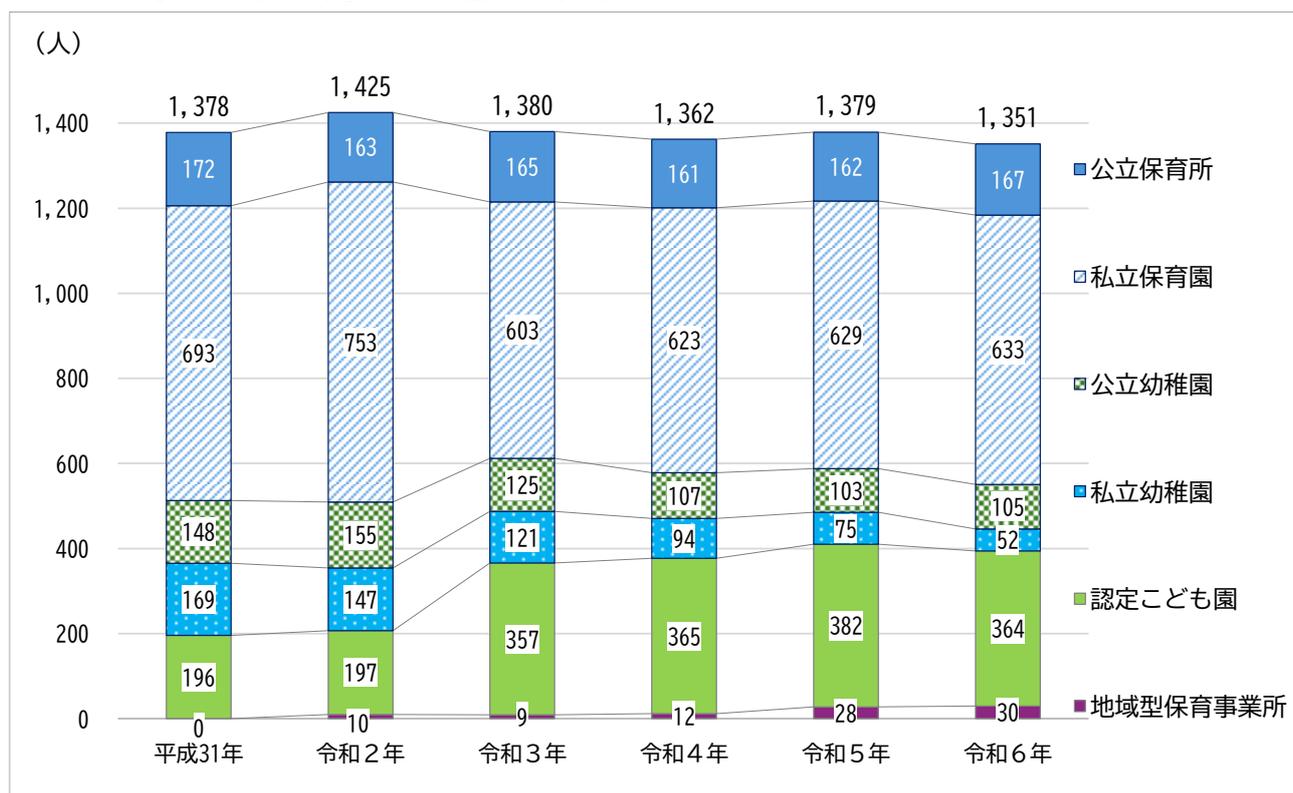
本市の地域型保育事業所は、令和6年4月1日現在、事業所内保育事業所が1事業所、家庭的保育事業所が1事業所、小規模保育事業所が1事業所あります。令和2年より事業が開始され、令和6年4月1日現在、入所児童数は30人となっています。

■地域型保育事業所の入園者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
やえナーサリー・スクール	-	10	9	10	10	10
ゆいのいえ	-	-	-	2	3	4
サンライズキッズ保育園 那珂園	-	-	-	-	15	16
合計	0	10	9	12	28	30

<保育所・幼稚園等の入所者数の推移>



(5) 学童保育所

本市の学童保育所の入所児童数は、令和6年5月1日現在 945 人となっており、令和3年以降増加傾向で推移しています。

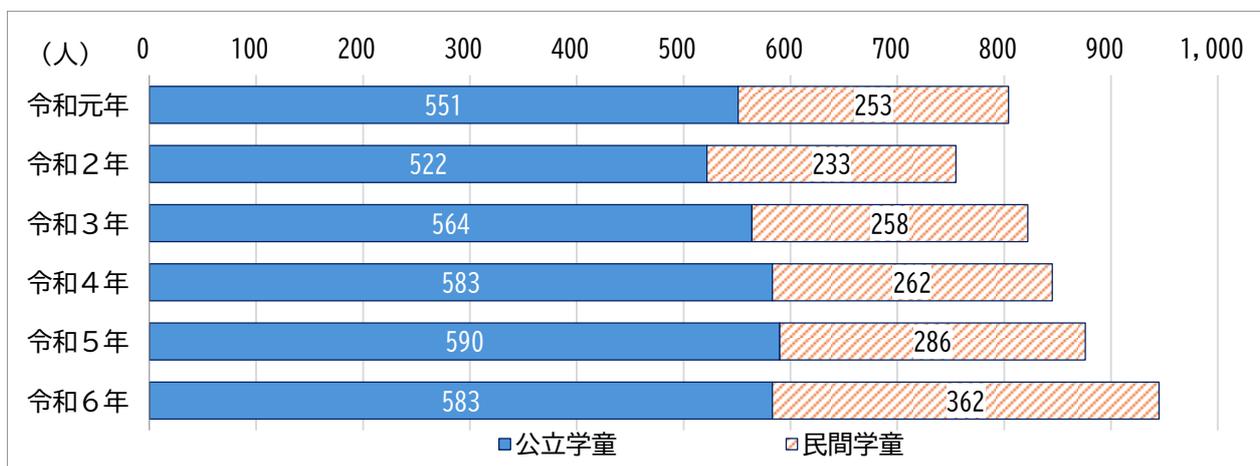
学童保育の対象となる市内の6～11歳人口は令和4年以降減少傾向であるのに対し、学童利用者は増加しています。学童保育利用率をみると令和3年以降増加傾向が続き、令和6年5月1日現在 36.5%となっています。

これらの背景から、公立の学童保育所においては、近年、一部の学童保育所で待機児童が発生しており、今後、希望する児童が入所できるよう、民間の保育所の開設動向も踏まえつつ、受入体制の拡充が課題となっています。

■学童保育所の入所児童数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立 計	551	522	564	583	590	583
横堀学童	39	53	62	52	60	53
額田学童	52	46	37	26	15	11
菅谷学童	78	65	70	73	85	89
菅谷東学童	107	98	108	114	120	118
菅谷西学童	81	79	81	104	95	82
五台学童	74	63	68	67	69	68
芳野学童	46	59	65	65	54	60
木崎学童	27	28	27	28	33	42
瓜連学童	47	31	46	54	59	60
民間 計	253	233	258	262	286	362
瓜連認定こども園（学童）	53	47	40	42	39	39
リヴェールキッズスクール	29	34	37	44	39	43
ゆたか学童クラブ	94	75	64	52	61	77
学びの杜フォレスト	48	47	51	60	72	79
子コロっコロ 本米崎クラブ	19	25	61	52	52	84
民間学童 MAPS	-	-	-	12	23	34
LYN International School	-	-	-	-	-	6
エレメンタリークラブ	10	5	5	-	-	-
合 計	804	755	822	845	876	945
市内6～11歳人口	2,710	2,649	2,653	2,649	2,625	2,591
学童保育利用率	29.7%	28.5%	31.0%	31.9%	33.4%	36.5%



4 那珂市の現状とニーズ調査、子ども・子育て会議の意見から 見えてくる課題

那珂市における子育て家庭を取り巻く現状とニーズ調査から見えてくる課題と求められる対応については、次のとおりです。

子育て家庭を取り巻く現状から見えてくること

- 総人口・女性人口はともに微減傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある
- 出生数は減少傾向にあり、近年は200人台後半で推移している
- 家族構成は、「三世帯世帯」が減少し、夫婦と子どもだけの「核家族世帯」が増加している
- 転入者が転出者を上回る社会増が続いているが、その差は縮小してきている
- 仕事に就く女性の割合が高まっている
- 保育所と認定こども園の入所(園)者数は、令和4年から令和6年にかけて増加傾向が続いている
- 学童保育所の入所児童数は令和3年以降増加傾向が続いており、一部学童保育で待機児童が発生している



ニーズ調査から見えてくること

- 子育てをしていく上で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答は3割弱、みてもらえる人が「いない」は1割弱となっている
- 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれも利用希望が利用状況を上回っている
- 0～2歳児の保護者の地域子育て支援拠点事業の利用意向は「利用していないが、今後利用したい」が3割強、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が2割強となっている
- 小学生の保護者に聞いた放課後に過ごさせたい場所は「自宅」が7割弱で高くなっているが、「学童保育所」は3割半ばが希望している
- 小学生の保護者が、子どもが外出する際、不安に感じることは「暗い通りや見通しのきかないところが多く、犯罪の被害にあわないか心配であること」が7割弱で最も高くなっている
- 小学生の保護者がより子どもを生き育てやすくするために、国や自治体に期待する政策は「子育てをしながら働けるよう支援すること」が7割弱で最も高くなっている
- 那珂市の子育てがしやすいと感じる点は、就学前児童、小学生の保護者ともに「自然豊かである」との回答割合が最も高く、一方、那珂市の子育てがしやすすくないと感じる点は、就学前児童、小学生の保護者ともに「子育て世帯への経済支援が充実していない」との回答割合が最も高い



子ども・子育て会議からの意見

【学童の待機児童に対する抜本的な対策に関すること】

- 地域差はあるものの、学童利用ニーズは今後も高まる可能性があることから、市内において待機児童が発生しないよう、よりの確なニーズ量を算出し、待機解消となるよう努めてほしい。
- 子どもたちが安全安心に放課後を過ごせる場所の提供であり、働く親支援という観点からも、安定的に提供できるよう適切に計画値（定員）を設定するよう努めてほしい。

【子どもにかかる見えない教育費に関すること】

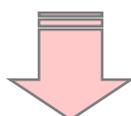
- 制服や体操服、ランドセルや通学用自転車などといった、学校で使用するものの見えない部分の教育費について、支援も含め、計画に記載してほしい。

【働く親支援に関すること】

- 働く親が増えているという観点から、講演会や各種行事等については、土日開催も積極的に行い、働く親が参加しやすくなるよう計画してほしい。
- 講演会のタイトルについては、親が否定されていると感じるような表現は避け、参加すると自分にとって有益と捉えられる表現で設定し、親が参加しやすくなる環境を整備してほしい。

【幼児期の親支援に関すること】

- 乳幼児期については、訪問や相談体制を充実させ、切れ目ない支援をより具体的に実践してほしい。
- 乳幼児やその保護者に関する行事等、オンラインでの実施を取り入れ、様々な事情で参加できない親もオンラインで参加できるように整備してほしい。



課題と求められる対応	本計画における対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの人数は減少傾向にあるものの、働く女性の増加などもあり、保育ニーズは今後も一定程度高まっていくことが想定されることから、ニーズに対応した利用定員の確保が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策2の具体的施策(1)多様な保育サービスの充実：<u>29頁～30頁</u> ・子ども・子育て支援事業計画の3教育・保育の量の見込みと確保方策(確保の内容)：<u>50頁～51頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化の進行等により、育児の孤立化や不安・負担の増加が懸念されることから、孤立化を防ぐとともに、育児不安や負担を解消するため、子ども・子育て支援事業の一層の推進が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策1の具体的施策(1)地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供及び具体的施策(2)子育て支援のネットワークづくり：<u>25頁～27頁</u> ・子ども・子育て支援事業計画の4地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の(1)利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)：<u>51～52頁</u>

課題と求められる対応	本計画における対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 一部学童保育所における待機児童の解消と、今後も小学生に上がると働く女性が増えることによるニーズの高まりを踏まえた計画的な受入体制の整備が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策2の具体的施策(1)多様な保育サービスの充実：<u>29頁～30頁</u> ・子ども・子育て支援事業計画の4地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)：<u>61頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが外出している際の防犯対策や交通安全対策が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標3の基本施策3の具体的施策(1)子どもの交通安全を確保する活動の推進及び(2)子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進：<u>46頁～47頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● より子どもを生み育てやすくするために、「子育てをしながら働けるよう支援すること」が自治体等の対策として期待されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策2子育てと仕事の両立支援：<u>29頁～31頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 那珂市での子育てがしやすくなるよう「子育て世帯への経済支援が充実」が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策1の具体的施策(3)子育て費用の負担の軽減：<u>27頁～28頁</u> ・第5章子ども・子育て支援事業計画：<u>48頁～65頁</u>



子ども・子育て会議からの意見	本計画及び本市における対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 的確なニーズ量算定と待機児童の解消 ● 学童の適切な計画値(定員)の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の4地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)：<u>61頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 制服、体操服、ランドセル、通学用自転車などといった見えない部分の教育費に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1の基本施策1の具体的施策(3)子育て費用の負担軽減に新規事業を追加：<u>28頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 働く親にも配慮した講演会や各種行事等の曜日・時間の設定をしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や各種行事等の運営・開催に際し、働く親の参加が促進されるような曜日・時間の設定に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会のタイトル設定の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や各種行事等のタイトルの設定に際し、働く親の参加が促進されるよう配慮する。

子ども・子育て会議からの意見	本計画及び本市における対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期の訪問や相談の充実と切れ目のない支援の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標 1 の基本施策 3 具体的施策(2)子どもの健康づくりの推進：<u>33 頁</u> ・第 5 章子ども・子育て支援事業計画：<u>48 頁～65 頁</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児やその保護者に関する行事等へのオンライン参加の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期やその保護者に対する各種行事等の開催・運営に際し、オンライン参加の推進に努める。

第3章

計画の基本的考え方

1 基本理念

子どもの笑顔をハグくもう

みんなで子育ていいなかま



子どもは、一人ひとりがとても大切な存在です。

次代の社会を担うすべての子どもが個人として尊重され、幸せを実感できるよう、社会全体で支えていくことがとても重要です。

那珂市ではこれまで「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」を基本理念に、次世代育成支援対策と子ども・子育て支援事業を推進してきました。第3期となる本計画では、子どもの笑顔を「育もう」という想いと、これまでの基本理念で掲げた「子どもをギュッとだきしめて」の「抱きしめて」という想いを踏襲するため「ハグ」（英語）という表現に変換し、2つの想いを組み合わせて「ハグくもう」という造語を生み出しました。

家庭も学校も地域も、笑顔が輝く子どもたちの明るさで満たされて欲しいと願っています。3つの場所はすべてが子どもにとっては必要な場所であることから、すべてがつながり、それぞれが力を合わせながら子どもの育成が図られるべきです。

新たな基本理念には、那珂市に暮らす人々がいい子育て仲間となって、社会全体で子どもを「ハグくんで」いく、みんなで子育てをしていく仲間として、いいなか（いい那珂）になっていこうという想いも込めています。

子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもたちにしっかり向き合いながら、子どもたちの笑顔があふれる、にぎわいのあるまちを生み出し、子どもの育ちと子育ての喜びをみんなで分かち合えるよう、「子どもの笑顔をハグくもう みんなで子育ていいなかま」を基本理念として、子育て支援の施策をみんなで力を合わせて推進します。

2 基本目標

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

子育てに生きがいや魅力、喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりや、結婚や子育てへの希望を実現するために必要な子育てと仕事を両立する家庭づくりの支援や妊娠、出産、育児についての相談体制の整備を進めます。

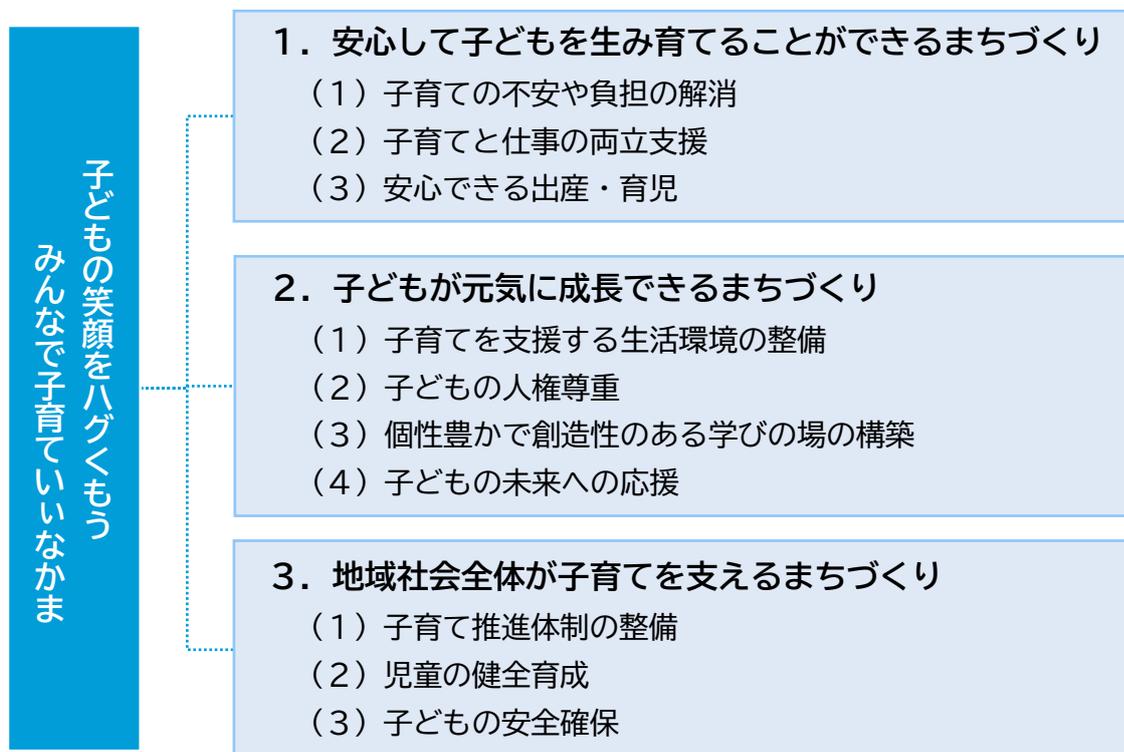
基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

道路、公園など子育てしやすい生活環境の整備、子どもが人間として尊重される社会づくり、個性豊かで創造性のある学びの場の構築など、子どもが子どもらしく元気に成長できるまちづくりを進めます。

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

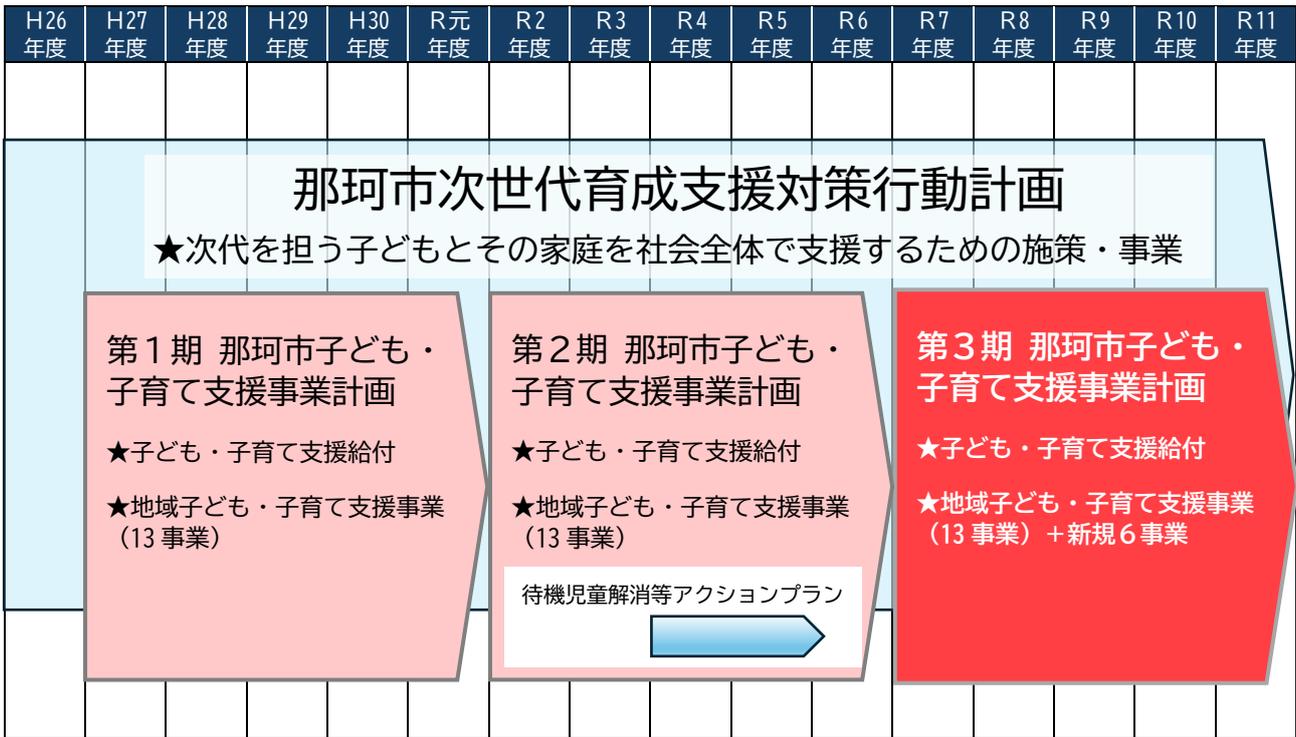
市民が子育てに関心を持ち、地域社会全体で子育てを支援し、児童の健全育成につなげるとともに、くらしの中で親子の安全確保を図ります。

3 施策の構成



4 計画の全体像

■次世代育成支援対策行動計画と子ども・子育て支援事業計画の展開



■本計画に関連する持続可能な開発目標 (SDGs)

 1 貧困をなくそう	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 8 働きがいも経済成長も	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

参考資料：外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

第4章

次世代育成支援の取組み事業

第4章 次世代育成支援の取組み事業

1 基本目標と体系

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり	
1 子育ての不安や負担の解消	(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
	(3) 子育て費用の負担の軽減
2 子育てと仕事の両立支援	(1) 多様な保育サービスの充実
	(2) 子育てしやすい職場環境の充実
3 安心できる出産・育児	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援
	(2) 子どもの健康づくりの推進
	(3) 食習慣・食育の推進
基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり	
1 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 魅力ある子育て環境づくり
	(2) 子育て家庭の居住環境の整備
2 子どもの人権尊重	(1) 要保護児童対策の充実
	(2) ひとり親家庭等への支援
	(3) 障がい児施策の充実
	(4) 自殺対策の推進
3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築	(1)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
4 子どもの未来への応援	(1)子どもが希望を持って成長するための活動の充実
基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり	
1 子育て推進体制の整備	(1)男女がともに子育てに携わっていく社会づくり
2 児童の健全育成	(1) 地域との交流・体験活動の推進
	(2) 次世代の親の育成
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
3 子どもの安全確保	(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

2 次世代育成支援対策行動計画

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

基本施策1 子育ての不安や負担の解消

具体的施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、子育てを地域や家族で協力・支援し、みんなで支え合う仕組みをつくるとともに様々な子育て支援サービスの内容を充実させて提供し、保護者の育児の負担軽減を図ります。また、子育て支援や情報の周知も図り、利用及び参加を促進します。

■主要指標

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
地域子育て支援センター利用者数	11,934人	11,500人
ファミリー・サポート・センター利用者数	227人	267人

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	地域子育て支援センター	親子にとって出会いの場、つながりの場、支えの場となるようふれあう場所を提供し、育児不安や負担の解消を図れるよう活動します。	継続
2	ふれあいの集い	乳幼児を持つ子育て中の保護者が、気軽に集い、語り合うことで、精神的な安らぎを感じながら、子育てできるよう支援します。	継続
3	地域保育活動事業	地域に開かれた保育園を目指し、地域住民との交流、異年齢交流などを行います。	継続
4	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい市民(依頼会員)と子育ての援助を行いたい市民(提供会員)が登録し子育ての相互援助活動を行います。	継続
5	子育て支援ガイドブック	利用したいサービスの紹介や病気などの緊急時の連絡先など、役立つ情報を提供することで、育児不安や負担の解消を図ります。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
6	インターネットでの子育て支援情報の提供	那珂市情報メール一斉配信サービスによる子育て支援に関する情報配信や、市公式LINEを活用し、子育て情報を分かりやすく提供します。	改善して継続
7	子育て世代包括支援センター事業の推進	子育て支援情報を集約し、妊婦から子育て中の父母等家族が安心して子育てができるよう、専門職員が情報提供及び必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、継続した支援をします。	廃止 (令和6年4月より「こども家庭センター」に機能を移管)
8	こども家庭センター事業の推進	令和6年4月1日から、那珂市のすべての妊産婦と子育て世代、子どもへの支援体制をより充実・強化するために、こども家庭センターを設置しました。 子育て世代包括支援センターの機能と、市役所こども課内にあったこども家庭総合支援拠点の機能を一体化し、連携をより強化することで、妊婦や子育て中の父母、その家族が安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目なく支援します。	新規
9	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型支援を行います。	新規
10	訪問型家庭教育支援事業	市訪問型家庭教育支援員が、市内の小学1年生の子を持つ家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談を受けたり、必要に応じて家庭教育に役立つ情報提供や専門機関への橋渡しなどの支援を行います。	新規

具体的施策(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動している団体やボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	子育てサークルの育成・支援	子育てをする親子が、様々な活動をともにすることで、子どもや他の親子との交流が深まり、親の孤立感が解消されるよう支援を行います。	継続
2	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成と活動機会を提供します。	継続

具体的施策(3) 子育て費用の負担の軽減

経済的な理由で子どもを生き育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済支援、医療費や健診費用の助成を実施し、子育て費用の軽減を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	多子世帯の保育料の軽減	保育所(認定こども園)では小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、第2子を半額、第3子以降を無料にします。	継続
2	小児医療福祉費(マル福)の助成	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健康保持・増進が図られるよう医療費を助成します。	継続
3	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費	援助を必要とする世帯の教育費の軽減を図ります。	継続
4	児童手当支給事業	児童手当の支給により、家庭における生活の安定と児童の健全育成を図ります。	継続
5	乳児健康診査の費用助成	医療機関に委託して行う、乳児健康診査の費用を助成します。(2回)	継続
6	妊産婦健康診査の費用助成	医療機関に委託して行う、妊産婦健康診査の費用助成を行います。(公費負担妊婦14回、産婦2回)	継続
7	実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等の全部又は、一部を助成します。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
8	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	これまで実施してきた、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子育てができるよう面談等で相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援とともに、一体的に行ってきた経済支援を図るための出産・子育て応援給付金の支給については、第3期の子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる事業の「妊婦支援給付金・妊婦等包括相談支援事業」に移行して実施します。	廃止
9	妊婦のための支援給付	妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）を行います。	新規
10	学用品等の負担軽減	制服や体操服、ランドセル等の学校で使用する学校支度品の費用の負担軽減について、保護者・PTA・地域・学校と協働して仕組みの構築に向けた検討を子ども・子育て会議の場などを通じて進めます。	新規

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、必要とされる保育の量の提供、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取組や、地域における子育て支援体制の整備を進めます。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
保育所待機児童（4月1日時点）	0人	0人
学童保育所待機児童（5月1日時点）	14人	0人

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	保育の充実	年々増え続ける保育需要に対応するため、民間活用による保育所整備を推進するとともに、保育士の確保に努め、保育内容や保育の質の向上を図ります。 また、公立の保育所と幼稚園のあり方について検討します。	継続
2	低年齢児保育（0～2歳）	希望の多い低年齢児の保育ができるよう、受入枠の拡大に努め、確保します。	継続
3	休日保育事業	休日に仕事をしている保護者のため、日曜日及び休日に保育所を開所します。	実施なしのため 検討
4	延長保育事業	通常保育時間を超えて保育を希望する保護者のため、保育時間を延長します。	継続
5	地域型保育事業	小規模保育事業、事業所内保育事業等で、0～2歳の児童を保育します。	継続
6	一時預かり事業（幼稚園型）	在園児を対象に、教育時間を超えて一時的に園児を預かります。	継続
7	一時預かり事業（幼稚園型を除く。）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育します。	継続
8	病児保育事業	児童が病気等により集団保育が困難な場合、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育します。	継続
9	子育て短期支援事業	子どもの世話を家庭で行うことが一時的にできなくなったときに、短期間預かります。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
10	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	市内小学校に在籍する又は市内在住の小 学生について、学校の授業終了後や長期休 暇時等において、学童保育所で預かり、適 切な遊びや生活指導を行い、児童の健全な 育成を図ります。	継続
11	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	すべての子育て世帯において、子どもが 家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わ る機会を設けるとともに、孤立感や不安感 を抱える保護者の負担感を軽減することを 目的に、令和 8 年度より月一定時間までの 利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間 単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付 (こども誰でも通園制度) を創設します。	新規

具体的施策(2) 子育てしやすい職場環境の充実

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務の軽減、託児所の設置など職場における子育てへの理解が必要です。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性や仕事優先の働き方の見直し、子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、住民や事業所に意識の啓発を行います。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
女性が仕事を続けるために、特に大きな障害となっているものが「家事の・育児との両立が難しい。」と答えた人の割合	24.9%	16.0%
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を知っている人の割合	51.2%	56.1%

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境となるよう、関係機関と連携します。	継続
2	再就職・再雇用における支援の強化	いばらき就職支援センターの協力を得て、相談会を実施します。	継続
3	いい那珂暮らし促進事業	テレワーク・サテライトオフィスの誘致を促進し、職場環境の充実を図ります。	継続

基本施策3 安心できる出産・育児

具体的施策(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

安全で安心な妊娠・出産に関しての正しい知識の普及を図るとともに、健診や医療を受けやすい体制づくりに努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の実施	妊娠期からの母子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付し、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。	継続
2	妊婦健康教育の実施	母子の健康管理のため、妊娠・出産に関する講話等を行うとともに、安心して出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を提供します。	継続
3	妊産婦医療福祉費(マル福)の助成	妊産婦の健康保持・増進が図られるよう医療費を助成します。	継続
4	不妊治療の助成	不妊治療に要する費用の一部を助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図ります。	継続
5	産後ケアの実施	産後ケアについては、第3期から子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる事業となりますが、これまでと同様に、産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートを関係機関と連携して実施します。	更新して継続

具体的施策(2) 子どもの健康づくりの推進

子どもが育つ環境を整えることの大切さを親と共有し、子どもの健全な発育と発達を関係機関が連携し支援します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
乳幼児全戸訪問事業の訪問率	100%	100%
乳幼児健康診査の受診率	100.3%※	100%

※前年度受診対象者が、令和5年度に受診したことによる。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	乳幼児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業を含む）	子育て不安の軽減と子どもの健やかな成長の促進を図るため、家庭訪問により、乳幼児の成長発達及び保護者の養育状況の確認を行います。	継続
2	乳幼児健康診査の実施	子どもの健やかな成長の促進と子育て不安の軽減を図るため、乳児健康診査及び1歳6か月、3歳児健康診査を実施します。	継続
3	乳児健康相談の実施	発達段階に応じ保健・栄養・歯科・子育てに関する相談を実施します。	継続
4	子どもの感染症予防対策	乳幼児、児童の接種率向上のため、母子保健事業や関係機関に働きかけ、予防接種勧奨、啓発活動を行います。	継続
5	「健康増進計画」の推進	関係機関の連携強化に努め、健康増進計画の推進を図ります。	継続
6	新生児聴覚検査費用の助成	新生児の聴覚検査に係る費用を助成します。	継続
7	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助します。	継続

具体的施策(3) 食習慣・食育の推進

良い食習慣を身に付けるための食育は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子関係などにも波及するため重要性が見直されています。子どもの健やかな心身を育むために、子どもに食事の大切さを教え、良い食習慣を身に付けるよう、地域ぐるみで食育を推進します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
学校給食に地場産物を入れている割合	51.24%	57%

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	地産地消の食育の推進	生産者と消費者の食に関する共通理解と連携を図るとともに、地場産物の学校給食への供給拡大や、地域食体験の機会提供などの地産地消の取組を活かし、食に対する関心や理解を深めます。	継続
2	保育所・幼稚園・小中学校の食育の推進	子どもたちに食の大切さを認識してもらう学習を推進します。	継続
3	家族と食卓を囲む運動の推進	家族で食卓を囲む機会を増やすため、妊娠中からライフステージに応じて、基本的な生活習慣を育成するための取組を行います。	継続
4	地域の行事食や伝統料理の継承	地場食材の周知など地域の食文化の普及と学校給食へ行事食などの献立を取り入れ、食文化への理解を深めます。	継続

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策(1) 魅力ある子育て環境づくり

子どもたちが自然に触れ、遊び、体を動かす場所を確保するため、安全で利用しやすい公園であるよう、今後も整備及び維持管理を進めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	公園事業	子どもの遊ぶ場所を確保するため、適正な維持管理をし、公園の整備を行います。	継続

具体的施策(2) 子育て家庭の居住環境の整備

安全に安心して生活できる快適なまちづくりのため、子どもや妊婦に配慮したユニバーサルデザインによる公共施設や生活や基盤づくりに努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	地区まちづくり事業	菅谷地区を中心としたまちづくり事業について、事業の推進に努めます。また、安心して快適な生活を送るため、ユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりを推進します。	継続
2	いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業	市内に新しい住宅を取得する子育て世帯に費用の一部を助成することで定住促進を図ります。	継続

基本施策2 子どもの人権尊重

具体的施策(1) 要保護児童対策の充実

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てのあらゆる問題を当事者だけで抱え込むケースが増えています。地域、民生委員・児童委員、学校、医療、行政などが連携し子育てに悩む親をサポートします。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	家庭児童相談室の充実	要保護児童を適切に支援・保護するため、相談体制を充実させます。	継続
2	教育相談室の充実	学校や家庭、地域社会の中で起こる教育上の問題について、教育相談員が、保護者や児童や生徒からの相談に応じます。	継続
3	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育支援の実施を確保します。	継続
4	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪ね、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目指します。	新規
5	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 第3期子ども・子育て支援事業計画から位置づけられる事業となりますが、以前より市独自事業として実施しています。	更新して継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
6	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後、将来的な需要が発生する可能性があることから、必要に応じて検討を行います。	新規
7	要保護児童対策地域協議会の連携強化	実務担当者との協議を頻繁に行うなど、地域協議会の連携を強化し、要保護児童の支援を行います。	継続
8	子どもを守る地域ネットワーク事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待の発生予防に努めます。	継続
9	人権教育の推進	自他を大切にする人権尊重の精神を培うため、推進します。	継続
10	適応指導教室「ひまわり教室」	不登校の児童・生徒の社会的な自立を目指し、カウンセラーによる相談・指導を実施します。	継続

具体的施策(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。母子家庭の場合は経済的な不安、父子家庭は家事や育児に不慣れであるがための問題を抱えているケースが目立ちます。ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、相談業務と経済的支援の強化を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	母子・父子自立支援事業の充実	ひとりでも多くのひとり親が自立できるよう相談・支援します。	継続
2	児童養護施設児童援護事業	児童養護施設に入所している児童の健全育成を図るため、施設に援護費を支給します。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
3	ひとり親家庭医療福祉費（マル福）の助成	ひとり親家庭の親子の医療の機会を確保し、経済的な負担を軽減するため医療費を助成します。	継続
4	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ります。	継続
5	遺児学資金支給事業	遺児の就学上の不安を解消するため、学資金を支給します。	継続
6	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親で 20 歳未満の児童を扶養している人等に就職支度金、生活資金、児童の修学資金等の貸付相談を行います。	継続
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父又は母を対象に、就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で 1 年以上修学する場合に、給付金を支給します。	継続

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の日常生活を総合的に支援するため計画的に施策の充実に努めます。障がいのある児童が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
発達相談センター「すまいる」の利用者アンケートにおける満足度	97%	97%
障がいのある人に対する理解が深まっていると思う市民の割合	23.6%	28%
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	0回	1回
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	2人	4人

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	発達障がい児等の早期発見・支援体制づくり	発達が気になる子ども、子育てに不安を抱えている保護者や子に関わる施設職員等の相談窓口として発達相談センター（すまいる）を設置し、発達支援や療育支援を行っていきます。保健、福祉、医療及び教育の各関係機関をつなぐセンターとして、総合的な連携を図ります。	継続
2	障がい児教育の充実	障がい児の受入態勢の充実を図るとともに、児童に対する適切な補助・介助を行い、自立を促します。	継続
3	情緒障がい等通級指導教室	情緒障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	継続
4	障がい福祉サービスの充実	児童福祉法による障害児通所給付、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業や自立支援医療などのサービス給付を継続して実施します。	継続
5	重度心身障害者（児）医療福祉費（マル福）の助成	重度心身障害者（児）の健康保持・増進を図るため、健康保険が適用される医療費の全額を助成します。	継続
6	障がい児諸手当の充実	障がい児を養育する家庭の経済的な負担を軽減するため、在宅心身障害児福祉手当等を支給します。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
7	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援	<p>医療的ケアを必要とする障がいのある子ども（医療的ケア児）が切れ目のない支援を受けられるよう、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関の協議の場を設置・開催するとともに、医療的ケア児に対する支援を行います。</p> <p>また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児に対するコーディネーターを増員します。</p>	継続

具体的施策(4) 自殺対策の推進

妊娠・出産・子育て期のかたに対して、ゲートキーパーの役割を周知するとともに、地域の子育て世代が支え合える仲間づくりを視野にいたし、ゲートキーパーの養成講座を開催します。

各小中学校において、体験活動、地域の高齢者などとの世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に取り組む関係団体との連携した命の尊さを実感できる教育を推進し、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努めます。また、子ども・若者がSOSを発信する力を身に着ける学習の機会を設けるとともに、周囲の友人などの変化に気づくことができるよう、ゲートキーパーとしての知識の習得を促します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数	754人	1,000人

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	市民等を対象とするゲートキーパー養成講座の開催	民生委員・児童委員や自治会及び市民活動団体などに加入しているかたを対象に、各団体の要望に応じてゲートキーパー養成講座を開催します。 困っているかたや悩みを抱えたかたに気づき、声を掛け、速やかに相談機関へつながることができる地域の人材となるよう、子ども、若者から高齢者へゲートキーパーの役割について周知に努めます。	継続
2	こどもの人権110番	こどもの人権110番や困ったときのSOSの出し方について学ぶ機会を設けます。	継続
3	いのちに関する教室	道徳や学級活動などの教育活動全体を通じて、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てます。	継続

基本施策3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築

具体的施策(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

子どもたちが生涯を通し、社会生活や生活環境の変化に対応することができるよう、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの教育に重点を置き、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育みながら、一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ブックスタートの参加率	86.59%	90.5%
「10の姿を理解して教育を実践している」とした 幼児教育施設と小中学校の教職員の割合	75%	80%
保育所や幼稚園、学童施設等に貸出した図書数	2,776冊	6,400冊

※「10の姿」は用語集 75 頁参照

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	社会的自立に向けてたくましく生き抜く児童生徒の育成	学習指導要領及び市教育プランを踏まえて学校教育基本方針を策定し、本市で育てていく子どもの姿の実現を目指します。	継続
2	幼児教育の推進	幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、5歳児修了時の育ちの姿の実現を目指します。	継続
3	保幼小中連携の推進	幼児教育と小・中学校教育の円滑な接続を図るため、関係機関で協議会を設置し連携の強化を図ります。	継続
4	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を見通した系統的な教育の場において、小小交流・小中交流を通して豊かな心と生きる力の育成を推進します。	継続
5	ブックスタート事業	保護者に絵本の読み聞かせの習慣づけを進めることにより、親子のふれあいを推進します。	継続
6	子どもの読書活動の推進	子どもの豊かな心を育むため、読書活動を推進します。	継続
7	市民読書活動の推進	青少年の豊かな心を育むため、読書活動を推進します。	継続

基本施策4 子どもの未来への応援

具体的施策(1) 子どもが希望を持って成長するための活動の充実

子どもの家庭状況に関わらず、今後社会の担い手となる子どもたちが未来に希望を持って成長できるような活動や支援の充実を目指します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	子どもの学習支援事業	生活に困窮する世帯の生徒に対し、学びの機会や居場所を提供します。	継続
2	寺子屋活動・こども食堂活動事業	地域のコミュニティを活かしながら学習支援をするとともに、子どもたちと交流できるような子どもの居場所づくりを推進します。	継続

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策1 子育て推進体制の整備

具体的施策(1) 男女がともに子育てに携わっていく社会づくり

男女の性別による固定的役割分担意識を無くし、男女がともに子育てに参加できるよう男女共同参画を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	男女共同参画プランの推進	男(ひと)と女(ひと)がともに輝けるまちづくりを推進し、男女共同参画の意識の高揚を図ります。	継続
2	親子で参加できるイベントの開催	親子参加型のイベント「子育てフェスタ」を土曜日に実施し、男女がともに参加しやすいイベントを開催することで、男性の育児参加の促進を図ります。	継続

基本施策2 児童の健全育成

具体的施策(1) 地域との交流・体験活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、かつてはご近所や祖父母等が果たしていた子育てに関する役割が少なくなり、知識や経験の継承がされにくくなってきています。

次世代を担う子どもたちが、地域や学校で健やかに成長していくため、社会全体で子育てをサポートする体制を目指します。

子どもが様々な体験学習や遊びを通して、体力の向上や社会性を養うため、各種の交流・体験活動を支援します。

■主要指標

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ふるさと教室で友だちと協力して学習できた割合	96.5%	100%

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	スポーツ教室開設事業	小さい時から、日常生活の中でスポーツに親しみ、体力の向上を図り、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進します。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
2	スポーツ少年団交流事業	活動を通してスポーツに親しみ、心身の鍛錬ができるよう交流事業を行います。	継続
3	公民館各種講座	各種講座を開設し、学びの場を提供します。	継続
4	ふるさと教室開設事業	市内外の歴史や自然について学ぶとともに、学校や学年の違う友だちとの交流を通して、社会性を養い活力ある青少年の育成に努めます。	継続
5	優良子ども会の表彰	子ども会活動に熱心に取り組んでいる子ども会を表彰し、活性化を図っていきます。	継続

具体的施策(2) 次世代の親の育成

近年注目されている「プレコンセプションケア」を図るため、次世代の親となる中・高校生に対して健全な心を育成し、豊かな人格形成を促し、将来の自立のための支援を推進します。

■主要指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ライフデザインについて大切だと考える生徒の割合	82%	90%

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	ライフデザイン形成支援事業	ライフデザインの構築を支援する事業を行うことで、キャリア、結婚、妊娠・出産、子育て等に対する機運を醸成します。	継続
2	中学・高校生とのふれあい(体験学習)	幼児とふれあうことにより、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会となるため、体験学習を推進します。	継続

具体的施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化と地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の大切さを今一度見つめ直し、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域での教育力を高めるため、学習会や講演会などの機会を提供します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	家庭や地域の教育力向上の推進	子育てについて考える契機となるよう、学習会や講演会の開催に努めます。	継続

基本施策3 子どもの安全確保

具体的施策(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進

通学時の安全確保と交通安全に対する知識を子どもたちに理解させ、自ら身を守る意識を育むとともに、少しでも交通事故が減るように道路交通環境を整備します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	交通安全推進事業	児童・生徒の通学時の安全確保と交通安全に対する法令など、知識や意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努めます。	継続
2	通学路交通安全プログラムの実施	関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるよう安全確保を図ります。	継続

具体的施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、地域が子どもを守る力が低下してきています。犯罪にあわない・犯罪を起こさない環境を整備するため、地域ぐるみで防犯活動を支援し、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
1	あいさつ声かけ運動	子育てを地域全体が支えるまちづくりを目指し、地域住民や各種事業所等に働きかけながら推進します。	継続
2	防犯灯設置補助事業	児童・生徒を犯罪から守るため、各地区で設置・管理する防犯灯に対し、補助金を交付します。	継続
3	こどもを守る110番の家の普及推進	子どもを犯罪から守るため、緊急避難場所の設置を支援します。	継続

No.	施策・事業名	施策・事業の概要	方向性
4	青少年のためのパトロールの充実	パトロールを強化し、青少年の非行防止に努めます。	継続
5	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を推進します。	継続
6	青少年健全育成のための懇談会	青少年健全育成のため、関係諸団体の活動と連携づくりに努めます。	継続

第5章

子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を定めます。

令和5年度に実施した、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」から得られた利用意向やこれまでの利用実績、現在の利用状況などを勘案して、第3期計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を設定します。

(1) 「量の見込み」を算出する項目

次の事業について「量の見込み」の算出を行います。

■教育・保育に関する量の見込み

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
子どもの年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	なし	あり	
利用可能な施設	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所（園） ・認定こども園	・保育所（園） ・認定こども園 ・地域型保育事業 等

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	対象事業	対象児童年齢等
1	既存 利用者支援事業	18歳までの子どもとその保護者・家庭
2	既存 地域子育て支援拠点事業	0～5歳児とその保護者
3	既存 妊婦健康診査事業	—
4	既存 乳児家庭全戸訪問事業	0か月～4か月
5	既存 養育支援訪問事業	—
6	既存 子育て短期支援事業（ショートステイ/トワイライトステイ）	2歳～18歳未満
7	既存 ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生まで
8	既存 一時預かり事業	0歳～5歳
9	既存 延長保育事業	0歳～5歳
10	既存 病児・病後児保育事業	0歳～小学校3年生まで/0～5歳
11	既存 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学生
12	既存 実費徴収に係る補足給付を行う事業	0歳～5歳
13	既存 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	—
14	更新 産後ケア事業	—

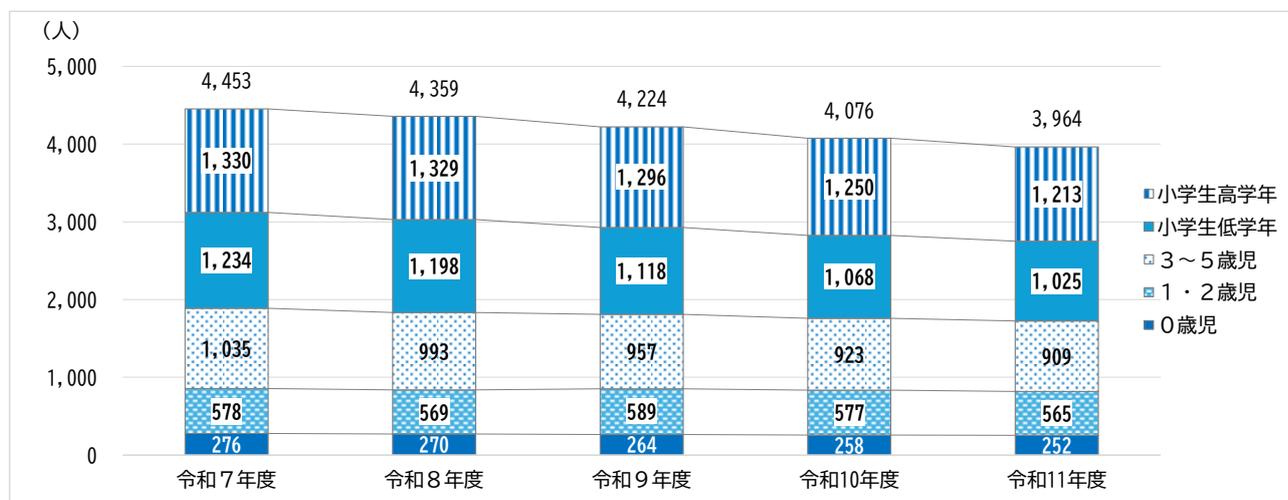
15	新規	子育て世帯訪問支援事業	要保護・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭
16	新規	児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）	療育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童
17	更新	親子関係形成支援事業	要保護・要支援児童のいる家庭
18	新規	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども
19	新規	妊婦等包括相談支援事業	—

（２）将来児童数の推計

計画期間中（令和7年度～令和11年度）における那珂市の0～11歳の子ども人口の見通しは次のとおりです。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	276	270	264	258	252
1歳児	267	291	285	279	273
2歳児	311	278	304	298	292
3歳児	345	318	284	311	305
4歳児	321	346	319	285	312
5歳児	369	329	354	327	292
0～5歳児計	1,889	1,832	1,810	1,758	1,726
6歳児	406	372	332	357	330
7歳児	414	409	374	334	359
8歳児	414	417	412	377	336
9歳児	458	414	417	412	377
10歳児	452	460	416	419	414
11歳児	420	455	463	419	422
6～11歳児計	2,564	2,527	2,414	2,318	2,238
合計	4,453	4,359	4,224	4,076	3,964



推計方法：コーホート変化率法（各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

那珂市では、「教育・保育提供区域」は市域とします。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）

▶量の見込みの単位について◀

○単位のうち「人日」は、利用者数に平均利用日数を乗じた数値となります。例：2人×7日＝14人日

○単位のうち「人回」は、利用者数に平均利用回数を乗じた数値となります。例：3人×5回＝15人回

○単位のうち「人年」は、年間の実利用者数となります。

(1) 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもです。この1号認定者に加え、2号認定者の一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもとなりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強いカタも同施設を利用するという考え方から対象となっています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	290	278	268	258	255
利用定員（幼稚園・認定こども園）②	340	340	340	340	340
過不足 ②－①	50	62	72	82	85

(2) 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強いカタを除いたカタと3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもとなります。

単位：人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳
子どもの年齢	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	あり		あり		あり		あり		あり	
	保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用	
量の見込み ①	708	484	698	485	673	509	649	510	639	510
利用定員 ② (幼稚園・認定こども園)	708	516	698	516	692	516	692	516	692	516
過不足 ②－①	0	32	0	31	19	7	43	6	53	6

<今後の方向性>

○量の確保

令和5年4月に小規模保育事業所が1事業所開園し、また、認定こども園1施設が増築を行い、定員を増員したこともあり、量の見込みの確保が見込まれますが、保育需要の高まりに応じ、民間活用による保育所整備を推進します。

○質の確保

保育士人材バンクを活用し、保育士の確保に努めるとともに、研修機会の確保と充実に努め、保育内容や保育の質の向上を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制づくりを行う事業です。

・対象者…18歳までの子どもとその保護者・家庭

<本市の現状>

令和2年度以降、子育て世代包括支援センターにて相談支援事業を実施してきましたが、令和6年4月から、本市のすべての妊産婦と子育て世代、子どもへの支援体制をより充実・強化するために、総合保健福祉センターひだまり健康推進課及び市役所こども課内にあった子育て世代包括支援センターの機能と、市役所こども課内にあった子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「こども家庭センター（特定型とこども家庭センター型の2拠点）」を設置しました。妊婦や子育て中の保護者、ご家族のかたが安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行っています。

<実績>

単位：か所

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	2	2	2	2	2

<量の見込み・確保方策>

単位：か所

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2	2	2	2	2

※妊婦等包括相談支援事業を除く。

<今後の方向性>

○こども家庭センターの機能の充実を図りつつ、今後も関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

主に0歳からの子どもとその親が集い、交流しながら仲間づくりや情報交換ができる場所、親子が気軽に集まることができる場所を開設し、子育てについての情報の提供、相談、助言等を行う事業です。

- ・対象者…0～5歳児とその保護者

<本市の現状>

地域子育て支援センター「つぼみ」と私立保育園にある2か所の地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。

<利用実績>

単位：組

	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つぼみ	4,427	1,975	3,156	2,356	3,676	3,062
すくすく～る (ゆたか保育園)	1,927	903	1,254	1,251	967	1,157
ちいろば (瓜連認定こども園※)	1,031	817	802	802	769	791
計	7,385	3,695	5,212	4,409	5,412	5,010

※瓜連認定こども園（令和2年度までは瓜連保育園）

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：組

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	5,449	5,353	5,443	5,328	5,213
提供量 ②	5,449	5,353	5,443	5,328	5,213
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○量の見込みに対応できる提供量が確保されており、現行の体制を維持します。

○親子のニーズ等を踏まえ、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

早産や低体重児等の早期予防のため、妊婦に対して医療機関で健康診査を受けやすい体制の整備を行い、安全な妊娠・出産を促します。

<本市の現状>

妊娠したかたに対し、妊婦健康診査受診票14回分の交付を行い受診の勧奨を行うとともに、費用の助成を行っています。

<利用実績>

単位：人回

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,995	3,845	3,613	3,656	3,317	3,375

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	3,438	3,500	3,563	3,625	3,688
提供量 ②	3,438	3,500	3,563	3,625	3,688
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

- 量の見込みに対応できる提供量が確保されており、現行の体制を維持します。
- 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、受診勧奨を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態及び養育環境等の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

<本市の現状>

生後2か月頃に、保健師や助産師が家庭訪問を行い、母児の健康状態及び養育環境の確認を行っています。また、那珂市独自で作成した資料集（こどもファイル）を配布することで、今後健やかに育つために見通しを持った子育てのポイントが分かるよう、情報提供及び保健指導を行っています。

<利用実績>

単位：件

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
322	296	292	262	286	290

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	290	290	290	290	290
提供量 ②	290	290	290	290	290
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

- ニーズに対応できるサービス量を確保しており、現行の体制を維持します。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域支援ネットワーク機能強化事業
(その他、要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。また、児童虐待の発生予防のために関係機関と連携した子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、必要に応じた対応を行っています。

<本市の現状>

本市では、養育支援訪問事業をこども家庭センターが主体となって実施しています。

<利用実績>

単位：件

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
95	120	95	79	87	90

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	95	95	95	95	95
提供量 ②	95	95	95	95	95
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

- 量の見込みに対応できる体制が確保されています。
- 妊娠期から支援を必要とする人を把握し、タイムリーに養育支援訪問事業につなげます。
- 児童虐待防止のため、児童相談所、学校、民生委員・児童委員等と市の関係機関において更なる連携強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

・対象児童年齢…2歳～18歳未満

<本市の現状>

那珂市では、児童養護施設等の3施設において、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施しています。

<利用実績>

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	0	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ ニーズ量 ①	5	5	5	5	5
提供量 ②	5	5	5	5	5
過不足 ②-①	0	0	0	0	0
トワイライトステイ ニーズ量 ①	0	0	0	0	0
提供量 ②	0	0	0	0	0
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○量の見込みに対応できる提供量が確保されており、現行の体制を維持します。

○夜間のみ児童をお預かりするトワイライトステイについては、平成28年度以降利用実績がないことから、量の見込みは行っていませんが、現行の体制は維持します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・対象児童年齢…小学校6年生まで

<本市の現状>

那珂市社会福祉協議会において会員組織による「なかファミリー・サポート・センター」でサービスを実施しています。

<利用実績>

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	220	72	109	207	227	233
依頼会員	171	171	216	206	220	226
提供会員	55	57	30	30	36	39
両方会員	4	4	1	1	1	1

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	239	246	253	260	267
提供量 ②	239	246	253	260	267
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○より周知を図り利用者が使いやすい事業となるよう努めます。

○事業を周知し登録者の増加を図り、育児援助の提供量の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

就労・通院・介護等の理由による保護者のニーズに応えるため、幼稚園等に在籍している園児について教育時間を超えて一時的に預かる事業です。

・対象児童年齢…3歳～5歳

<本市の現状>

公立・私立幼稚園の各園で預かり保育を実施しています。

<利用実績>

単位：人日

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,793	5,941	7,631	6,411	11,958	9,132

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園1号	7,506	7,201	6,940	6,694	6,592
幼稚園2号	3,190	3,060	2,949	2,844	2,801
ニーズ量①	10,695	10,261	9,889	9,538	9,393
提供量②	10,695	10,261	9,889	9,538	9,393
過不足②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○柔軟な保育ニーズの受け皿にもなることから、引き続き事業を推進します。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

・対象児童年齢…0歳～5歳

<本市の現状>

那珂市の保育施設では、公立1施設、私立6施設（令和6年度から7施設）、また、子育て支援センターつぼみで一時預かりを実施しています。

<利用実績>

単位：人日

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,147	1,140	960	1,212	1,061	1,077

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 ①	1,591	1,569	1,550	1,506	1,478
提供量 ②	1,591	1,569	1,550	1,506	1,478
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○引き続き実施保育所の拡大や認可外保育所の利用なども含め対応します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所において引き続き保育を行う事業です。

・対象児童年齢…0歳～5歳

<本市の現状>

那珂市では、公立保育所1施設、私立保育園6施設、認定こども園2施設で、延長保育を実施しています。

<利用実績>

単位：人

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
481	592	635	634	650	638

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（実利用者数）①	634	637	651	653	662
提供量 ②	634	637	651	653	662
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○ニーズ量に対応できるよう、引き続き現行の体制を維持します。

(10) 病児・病後児保育事業

① 病児対応型

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

・対象児童年齢…0歳～小学3年生まで

<本市の現状>

本市では、市内の那珂キッズクリニック「しろやぎさんのポシェット」(定員：12人)で病児保育を実施するとともに、相互利用協定を締結したひたちなか市の遊座医院「病児保育室まりんルーム」(定員：4人)で病児保育が利用できます。

<利用実績>

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
しろやぎさんのポシェット	945	840	1,264	1,403	1,709	1,750
遊座医院 病児保育室 まりんルーム	—	0	3	4	0	0
合計	945	840	1,267	1,407	1,709	1,750

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量(延べ利用者数)①	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
提供量②	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
過不足②-①	0	0	0	0	0

② 体調不良児対応型

児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合に病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

<本市の現状>

本市では、体調不良児対応型の保育を、認定こども園大成学園幼稚園に在園している児童のみ対象として実施しています。

・対象児童年齢…0歳～5歳児

<利用実績>

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園大成学園 幼稚園	—	—	—	—	1,113	1,120

※令和6年度は見込み

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（延べ利用者数）①	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
提供量②	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
過不足②-①	0	0	0	0	0

<今後の方向性>

○ニーズ量に対応できるよう、引き続き現行の体制を維持します。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に支援員の活動支援のもと適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

・対象児童…小学生

<本市の現状>

本市では、公立学童保育所9施設と、民間学童保育所7施設（令和5年度までは6施設）で実施しています。

<利用実績>

単位：人

	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（公立）	705	705	705	695	695	695
登録者数（公立）	551	522	564	583	590	583
定員数（民間）	277	277	298	302	322	385
登録者数（民間）	249	233	258	262	286	356
定員数 計（公立+民間）	982	982	1,003	997	1,017	1,080
登録者数 計 （公立+民間）	800	755	822	845	876	939

（各年度5月1日現在）

<量の見込み・確保方策>

単位：人

	定員数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 横堀学童	80	50	50	48	48	44
ニーズ量 額田学童	60	14	14	16	18	18
ニーズ量 菅谷学童	105	100	102	102	104	105
ニーズ量 菅谷東学童	150	144	145	145	148	150
ニーズ量 菅谷西学童	100	80	79	75	73	72
ニーズ量 五台学童	90	80	81	83	83	85
ニーズ量 芳野学童	70	47	50	48	46	44
ニーズ量 木崎学童	50	40	42	42	43	44
ニーズ量 瓜連学童	65	65	64	65	61	58
ニーズ量 公立 計	770	620	627	624	624	620
ニーズ量 民間 計	385	387	416	438	456	483
ニーズ量（公立+民間）計 ①		1,007	1,043	1,062	1,080	1,103
提供量（定員） ②	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
過不足 ②-①		148	112	93	75	52

<今後の方向性>

○一部の公立学童保育所において、待機児童が発生していることから、民間学童保育所の需要も考慮しつつ、利用希望者が利用できるよう、計画的に受入体制の確保を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部もしくは一部を助成する事業です。

- ・対象児童…0歳～5歳

<本市の現状>

本市では、令和元年度から対象となる世帯に対して助成しています。

<利用実績>

単位：人年

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	2	3	2	0	2

※令和6年度は見込み

<今後の方向性>

○実費徴収に係る補足給付の利用者数は、景気動向等により対象者数の増減が発生しているため、必ずしも在籍児童数の増減と連携しているわけではありません。そのため、対象者数の見通しを立てることが困難ではありますが、景気動向や制度改正に注視し、引き続き適切な補助ができるよう努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

<今後の方向性>

○新たな保育ニーズへの対応に向け、多様な事業者の能力を生かした提案を受入れつつ、必要性を精査し、より質の高い支援体制の構築を目指します。

(14) 産後ケア事業【更新】

産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートを実施する事業です。

- ・対象者…出産後1年未満の母子

<本市の現状>

本市と提携している近隣の医療機関に泊まる（短期入所型）、日帰りを通う（通所型）、又は助産師に自宅又は県内の滞在先へ来てもらうこと（訪問型）が利用できます。

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	95	95	95	95	95
確保方策（延べ人数）	95	95	95	95	95

<今後の方向性>

○第3期子ども・子育て支援事業計画で新たに位置づけられる事業となる産後ケア事業については、ニーズ量に対応できるよう、引き続き現行の体制を維持します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪ね、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

<量の見込み・確保方策>

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	0	0	0	0	0
確保方策（延べ人数）	0	0	1	1	1

<今後の方向性>

○将来的な需要を見越して、制度化を検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<今後の方向性>

○将来的な需要が発生する可能性があることから、今後、必要に応じて検討を行います。

(17) 親子関係形成支援事業【更新】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<本市の現状>

本市では、以前より市独自事業としてペアレント・トレーニングを実施しています。

<量の見込み・確保方策>

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）	8	8	8	8	8
確保方策（実人数）	8	8	8	8	8

<今後の方向性>

○今後も引き続き事業を実施します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

就学前児童を対象として、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる制度です。

<量の見込み・確保方策>

単位：人

子どもの年齢	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	-	-	-	11	8	7	11	8	7	11	7	7	11	7	7
確保方策 ②	-	-	-	13	21	23	13	21	23	13	21	23	13	21	23
過不足 ②-①	-	-	-	2	13	16	2	13	16	2	14	16	2	14	16

<今後の方向性>

○令和8年度より事業を実施します。

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦支援給付金と併せて、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行う事業です。

<本市の現状>

本市では、妊婦支援給付金を給付するとともに、面談による伴走型相談支援事業を実施しています。

<量の見込み・確保方策>

単位：人、回、人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦届出数（人）	275	280	285	290	295
面談回数（回）	3	3	3	3	3
量の見込み（人回）	825	840	855	870	885
確保方策（人回）	825	840	855	870	885

<今後の方向性>

○安心して子育てができるよう面談等で相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談の充実を図るとともに、経済的支援を図るため、妊婦支援給付金を支給します。

第6章

計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民ニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指します。また、ICTの活用を推進し、業務の効率化や支援の質と利便性等の向上を図ります。

このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げ、子どもたちの健やかな成長と保護者支援の充実を目指します。

2 計画の目標指標

計画の着実な推進のため、本計画の目標指標を次のとおり設定します。

■目標指標

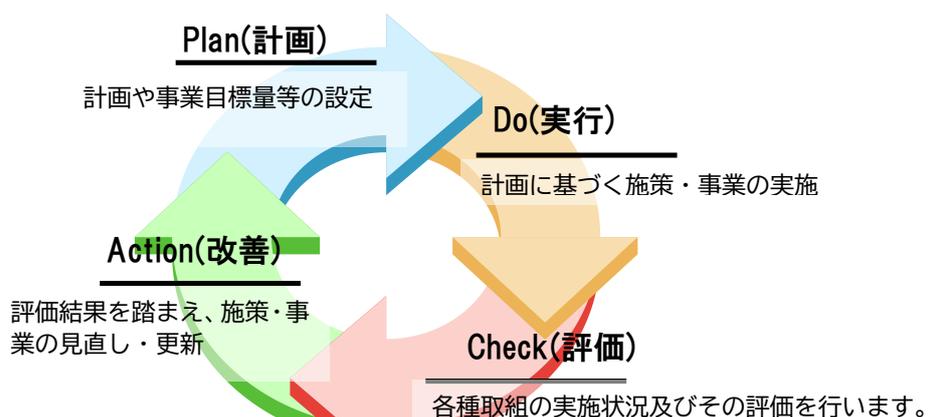
項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合	59.6%	65.0%

子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して子どもが産めるように、支援制度の充実を目指すため、この目標指標を設定しました。こちらの指標は、市民アンケートの設問となっており、「第2次那珂市総合計画 後期基本計画」でも同指標を掲載しています。

3 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況を確認・評価します。また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図ります。

なお、計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。計画の実施状況及び事業量の確保状況などの把握を行い、令和9年度に中間見直しを行います。



第7章

資料編

第7章 資料編

1 那珂市子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日
条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、那珂市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子ども関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ定め、部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2 那珂市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

(任期 令和5年4月1日～令和8年3月31日)

NO	氏名	所属団体名等	
1	清水悦子	茨城キリスト教大学 文学部 児童教育学科 准教授	会長
2	関登	那珂市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
3	勝山元子	那珂市連合民生委員児童委員協議会 児童・母子委員長	
4	先崎武	那珂市まちづくり協議会 副会長	
5	小笠原聖華	瓜連認定こども園 副園長	副会長
6	永井裕美	大成学園額田保育園 園長	
7	笹嶋恵津子	那珂市商工会女性部	
8	飯島ヒカリ	市民代表	
9	長山達也	那珂市校長会 (木崎小学校 校長)	
10	片岡理治	那珂市PTA連絡協議会 会長	
11	平澤沙恵	ひまわり幼稚園 PTA副会長	
12	平野由起子	子育て支援サークル代表	
13	平野道代	子ども家庭支援員	
14	生田目奈若子	那珂市保健福祉部長	
15	浅野和好	那珂市教育委員会教育部長	

事務局	萩野谷 智通	こども課長
	水野 厚子	同課 課長補佐（総括）
	古谷 武	同課 子育て支援グループ長
	寺門 賢一	同課 保育グループ長
	野上 涼	同課 子育て支援グループ主幹
	増田 祐輝	同課 子育て支援グループ主幹
	会沢 実	学校教育課長

3 諮問書

那 こ 第 810 号
令和6年10月29日

那珂市子ども・子育て会議
会長 清水 悦子 様

那珂市長 先崎 光

諮 問 書

那珂市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記の件について、貴審議会の意見を求めます。

- ・第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画

4 答申書

令和6年11月13日

那珂市長 先崎 光

那珂市子ども・子育て会議
会 長 清水悦子

答 申 書

令和6年10月29日付、那珂市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の協議事項について、当会議において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

記

第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画

以 上

第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画について

第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画について異議はありませんが、以下の内容を考慮し進められたい。

【学童の待機児童に対する抜本的な対策に関すること】

- ・ 地域差はあるものの、働く親が増え学童利用ニーズは今後も高まる可能性があることから、市内において待機児童が発生しないよう的確なニーズ量を算出し、安定的に提供できる体制が整えられる計画にすること。

【子どもにかかる見えない教育費に関すること】

- ・ 制服や体操服、ランドセルや通学用自転車、給食費などといった、学費以外にかかる「見えない教育費」が子育て家庭、特に多子世帯への大きな経済的負担になっていることを鑑み、リサイクルの仕組みや使用物品のルールの緩和、給食費の無償化等、これまでにない取り組みや負担軽減策が実現できるよう、柔軟な対応が可能となる計画策定とすること。

このような取り組みは近隣他市でもまだ少なく、子育てしやすい那珂市として子育て世帯の流入や少子化対策につながるインパクトのある施策となることが期待できる。

【働く親支援に関すること】

- ・ 働く親が増えているという観点から、講演会や各種行事等については、土日開催について検討し、事業名等についても働く親が参加したくなるような計画にすること。

【乳幼児の親支援に関すること】

- ・ 乳幼児期については、訪問回数を増やす、相談先につながるフローを明確にする、オンライン相談を導入するなど、切れ目ない支援をより具体的に実践すること。

5 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項

平成25年8月9日

訓令第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく、那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定方針
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員及び任期)

第3条 委員は、別表に定めるものの中から、市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱し、又は任命することができる。

3 委員の任期は、令和12年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、ワーキング委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名等
政策企画課	地方創生グループ
市民協働課	市民交流グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	障がい者支援グループ
こども家庭センター	母子保健担当・児童福祉担当
菅谷保育所	保育士
地域子育て支援センター	保育士
こども発達相談センター	こども発達相談グループ
健康推進課	母子保健グループ
商工観光課	商工観光グループ
都市計画課	都市計画グループ・都市整備グループ
学校教育課	学務・施設グループ
ひまわり幼稚園	幼稚園教諭
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	総務・地域支援グループ

6 那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	役 職
1	政策企画課	地方創生G主幹	小林 春菜	
2	市民協働課	市民交流G長	薄井 享	
3	防災課	防災G主幹	寺山 啓太	
4	こども家庭センター	センター長	大曾根 香澄	
5	菅谷保育所	所長補佐	鈴木 智子	
6	子育て支援センター	センター長	工藤 裕子	
7	こども発達相談センター	発達相談G技幹	市毛 香子	
8	社会福祉課	障がい者支援G長	会沢 雅子	委員長
9	健康推進課	母子保健G保健師	須貝 浩美	
10	商工観光課	商工観光G長	木内 修平	副委員長
11	都市計画課	都市計画G長	山崎 武	
12	学校教育課	学務・施設G主幹	野上 美穂	
13	ひまわり幼稚園	主任教諭	上金 智子	
14	生涯学習課	社会教育G長	萩野谷 裕子	
15	社会福祉協議会	総務・地域支援G主査	菊池 義憲	

7 策定経過

日 時	ワーキング委員会	子ども・子育て会議
令和5年 12月13日		○令和5年度 第3回子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和6年1月	○ニーズ調査の実施	
令和6年 6月14日	○第1回子ども・子育てワーキング委員会 ・ニーズ調査結果報告	
6月24日		○令和6年度 第1回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果報告
7月19日	○第2回子ども・子育てワーキング委員会 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について ・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について	
7月30日		○令和6年度第2回子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について
9月13日	○第3回子ども・子育てワーキング委員会 ・第3期子ども・子育て支援事業計画素案の検討・作成	
9月27日		○令和6年度第3回子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画素案の検討・作成
10月29日		○令和6年度第4回子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和6年 12月25日～ 令和7年 1月24日	パブリック・コメントの実施	
令和7年2月		○令和7年度第1回子ども・子育て会議 ・パブリック・コメントの意見について

8 用語集

あ行	
ICT	情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられている。
アクセス	情報通信の用語としては、ネットワークや通信回線を通じて、あるコンピュータから別のコンピュータへ接続すること。一般的には、「接近すること」、「出入」、「交通の便」などを意味する。
預かり保育	幼稚園等において、教育課程に係る教育時間前後に保育を希望する者を対象に行う事業。地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業(幼稚園型)にあたる。
インターネット	世界各国のコンピュータをインターネットプロトコル(IP(アイピー))という共通の約束事で相互に接続したネットワークのこと。当初は主に大学や研究機関を結ぶネットワークであったが、商用プロバイダが現れることによって、企業や個人も接続できるようになった。
Web	World Wide Web(ワールド・ワイド・ウェブ)を略してWeb(ウェブ)と呼ぶ場合が多い。頭文字を取って「WWW」表現されることもある。インターネット上の情報を関連付け、結びつけるシステムのこと。また、ウェブサーバを単にウェブと呼ぶことやホームページのことをウェブと呼ぶ場合もある。
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称でSNS(エス・エヌ・エス)。友だちなどとつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをするサービスのこと。SNSサービスのサーバに文章や写真、動画などをアップロードすると、友だちに見てもらえることができる。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
M字カーブ	女性の就業率について、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向。

か行	
核家族世帯	国勢調査では、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「ひとり親と子どもから成る世帯」のこととしています。
学童保育所 (放課後児童クラブ)	日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を行う場。
家庭的保育	保育士などの資格を持つ者や、所定の研修を受講し保育士と同等以上の知識、技術を持つと認められる者(家庭的保育者)が、その者の居宅又はその他の場所で保育を行う事業。
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園の総称。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
教育標準時間	教育・保育給付認定の際の支給認定区分(1号認定)における保育の必要量(利用可能時間)のことで、1日4時間程度とされる。認定区分の2・3号における保育の必要量(利用可能時間)については、保育標準時間(1日11時間まで)と保育短時間(1日8時間まで)がある
居宅訪問型事業	原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。
経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにすることなどを目的に5年ごとに実施される国の基幹統計調査。事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っています。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと
合計特殊出生率	15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。(例えば、合計特殊出生率が1.5であれば、15~49歳の女性が生涯で1.5人の子どもを産む状況)
コーホート変化率法	過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年毎に10月1日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査。
子育て世代包括支援センター	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関との連絡調整を行い、健康の保持及び増進に関する包括的な支援をする。令和6年4月よりこども家庭センターへ機能を移行。

性別による固定的役割分担意識	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的にわけろる考え方のこと
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める合議制の機関。 (設置は努力義務)
子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援新制度について規定している。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。
子ども・子育て支援法	子ども子育て3法の1つ。市町村に対し、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを求めており、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することを既定している。
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う機関。令和4年の児童福祉法の改正により、子育て家庭へ包括的な相談支援体制を強化するため、「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)の機能を担う「こども家庭センター」を区市町村に新たに設置するもの。

さ行	
サテライトオフィス	企業などの本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと。本社の「サテライト=衛星」のように存在することから命名。
産後ケア	産後の母子の心身のケアや育児に関するサポートをする事業。
三世帯世帯	国勢調査では、直径世代(祖父母、父母、世帯主、子、孫など)のうち、三世帯以上の世帯が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わないとしています。

事業所内保育	企業などが、原則として0歳から2歳児の乳幼児を対象とし、企業に勤める従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを企業内の施設において保育を行う事業。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和7年3月31日まで10年間延長された。
児童虐待	保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。
児童手当	家庭生活の安定と子どもの健全育成及び資質の向上を目的に、高校卒業前の児童を養育している家庭に支給される。
児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母の一方からしか養育を受けられない、ひとり親家庭などの児童を養育する養育者に支給される。
10の姿	保育園や幼稚園、認定こども園などで過ごすことによって、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿として幼稚園教育要領で示されたもの。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現—の10項目
小規模保育	0歳から2歳児の乳幼児を対象に、利用定員6人以上19人以下で保育を行う事業。小規模保育は、基準によりA型・B型・C型の3種類に分かれている。・A型：保育所分園やミニ保育所に近い形態・B型：A型とC型の間での形態・C型：家庭的保育に近い形態
食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。
スマートフォン	これまでの携帯電話端末が持つ通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。インターネットの利用を前提としており、利用者が使いたいアプリケーション（アプリケーション・ソフトウェアの略称。コンピュータの基本ソフト上で動作するメールやゲームなどのソフトウェア）を自由にインストールして利用することができる。

た行	
待機児童	<p>保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している者の数及び「除外4類型」を除いたこどもの数のこと。待機児童に含めない者は、①特定の保育所等のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策（小規模保育事業や家庭的保育事業など）を利用している者</p> <p>学童保育所（放課後児童クラブ）においては、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用（登録）できなかった児童</p>
待機児童解消等アクションプラン	<p>待機児童の解消と、多様化する保育ニーズに的確に対応することを目的として定める緊急行動計画のこと。本市においても、令和3年2月に「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」の「～待機児童解消等アクションプラン～」として策定し、待機児童ゼロを達成しました。</p>
短期入所生活援助事業（ショートステイ）	<p>病気や出産等の理由で、家庭で子どもの養育を行うことが一時的に困難になった場合、短期間（7日間）子どもを養護施設で預かる事業</p>
男女共同参画	<p>すべての男女が互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく互いの個性と能力を發揮し、対等な関係であらゆる分野の活動に参画すること。</p>
地域型保育事業	<p>家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいう。市町村が認可を行う。</p>
地域子育て支援センター	<p>就学前児童を対象に、無料開放されている遊び場。保護者の相談や交流の場としての機能も持つ。</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。子ども・子育て支援法により13事業が定められている。</p>
テレワーク	<p>「tele=離れたところ」と「work=働く」を合わせた造語であり、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。</p>
特定教育・保育施設	<p>子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。</p>
特定妊婦	<p>出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。具体的には妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦で、経済基盤が不安定、親の知的障がいや精神的障がいなどで育児困難が予想される場合などが想定される</p>

な行	
認可外保育所	保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。

は行	
発達障がい	広汎性発達障害（コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関係する発達障がいの総称）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）など、脳機能の発達に関係する障がい
パブリック・コメント	市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見等を募集し、寄せられたご意見などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられたご意見等に対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいいます。
伴走型相談支援	出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援のこと。
PDC Aサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
ブックスタート	絵本を読むのではなく、赤ちゃんが絵本を開く楽しいひとときを分かち合うという機会をすべての赤ちゃんに届けようという英国で始まった運動で、世界的に広まっている。本市では生後4～5か月乳児健康相談のときに、読み聞かせと赤ちゃんのための絵本をプレゼント
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことを言い、次世代を担う子どもの健康にもつながるヘルスケアをいう。性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます
ペアレント・トレーニング	グループの中で他の親との出会い、自分の子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的なかわり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場を提供する取組。問題行動のある子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。
保育所	保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設

や行	
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	仕事等の理由で、平日夜間又は休日に不在となり、家庭で子どもの養育を行うことができなくなった場合、子どもを養護施設等で預かる事業
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方
要支援児童	すぐ保護には至らない(要保護児童を除く)ものの保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこども。例えば、親が育児不安を抱えている、子育ての知識が不十分で子どもが不適切な療育環境に置かれている場合などが該当する。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラス及び0～2歳児クラス(住民税非課税世帯に限る。)の幼稚園・保育所等の利用料等が無償となる国の制度
幼稚園	学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設
要保護児童	保護者がいない、または、保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳未満のこども。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどが含まれる。

ら行	
ライフステージ	乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。
ライフデザイン	「どんな人生を送りたいか」を考えること
LINE	LINE(ライン)は、友だちや家族とのトークや、複数人のグループチャット、音声通話やビデオ通話を無料で利用できるコミュニケーションのためのアプリケーションのことです。情報発信ツールとしてLINE公式アカウントを活用する行政や地方自治体が増えている。
療育	「治療」と「教育」の造語であり、どのような障がいや程度であっても、その障がいと共存しながら、障がいを乗り越えて自立した生活を営めるよう支援すること
量の見込み	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、「どのくらいの需要があるのか」というニーズの量をアンケート調査や実績から算出したもの

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、老若男女だれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

9 指標一覧

(1) 計画の目標指標

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合	59.6%	65.0%	市民 アンケート	中学生までのお子さんを育てている方に聞いた「安心して子どもを育てられていると感じますか」という質問に対し、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した市民の割合	「第2次那珂市総合計画 後期基本計画」と整合を図り算出

(2) 主要指標

基本目標1 安心して子どもを生き育てることができるまちづくり

基本施策1 子育ての不安や負担の解消

具体的施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
地域子育て支援センター利用者数	11,934人	11,500人	こども課 資料	つばみ、すくすくーる及びちいろばの利用延べ人数の合計	実績値を勘案して算出
ファミリー・サポート・センター利用者数	227人	267人	こども課 資料	ファミリー・サポート・センターの利用者数(4月1日時点)	ニーズ調査及び実績値を勘案して算出

基本目標1 安心して子どもを生き育てることができるまちづくり

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの充実

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
保育所待機児童 (4月1日時点)	0人	0人	こども課 資料	当該年度の保育所待機児童数	待機児童ゼロを目指す
学童保育所待機児童 (5月1日時点)	14人	0人	こども課 資料	当該年度の学童保育所待機児童数	待機児童ゼロを目指す

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

具体的施策(2) 子育てしやすい職場環境の充実

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
女性が仕事を続けるために、特に大きな障害となっているものが「家事の・育児との両立が難しい。」と答えた人の割合	24.9% ※R3アンケートの結果は27.9%	16.0% ※男女共同参画プラン後期実施計画における最終(R9)目標値は19.0%	男女共同参画に関する市民アンケート(5年に1度実施)	女性が仕事を続けるため(働くこと)に、特に大きな障害となっているものについて、「家事の・育児との両立が難しい。」を選択した市民の割合	実績値を勘案して算出
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉を知っている人の割合	51.2%	56.1%	市民アンケート	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉を知っていますか」という質問に対し、「知っており、実行できている」「知っているが、実行できていない」と回答した市民の割合	実績値を勘案して算出

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

基本施策3 安心できる出産・育児

具体的施策(2) 子どもの健康づくりの推進

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
乳幼児訪問事業の訪問率	100%	100%	健康推進課資料	状況確認できた家庭 ÷ 訪問対象家庭 × 100	対象者全員の訪問を目指す
乳幼児健康診査の受診率	100.3%※	100%	健康推進課資料	受診者 ÷ 受診対象者 × 100	対象者全員の受診を目指す

※前年度受診対象者が、令和5年度に受診したことによる。

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

基本施策3 安心できる出産・育児

具体的施策(3) 食習慣・食育の推進

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
学校給食に地場産物を入れている割合	51.24%	57%	学校教育課資料	野菜類・果物類・米・卵の年度の各層使用量から算出した市内産割合の合計	実績値に基づいて算出

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策2 子どもの人権尊重

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
発達相談センター「すまいる」の利用者アンケートにおける満足度	97%	97%	学校教育課資料	年1回行う利用者アンケートで算出	過去最高値となる現状値を今後も維持していくよう努める
障がい者の理解が深まっていると思う市民の割合	23.6%	28%	市民アンケート	障がいのない市民に聞いた「社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきたと思いますか。」という質問に対し、「深まっている」と回答した市民の割合	現状値が「障がい者プラン」(R2実績値)より僅かな増加のため、現状値の120%を設定した
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	0回	1回	社会福祉課資料	年1回の開催	医療的ケア児が切れ目のない支援を受けられるよう、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関の協議の場を設置・開催する
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	2人	4人	社会福祉課資料	2人からの倍増	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対するコーディネーターを増員する

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策2 子どもの人権尊重

具体的施策(4) 自殺対策の推進

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数	754人	1,000人	健康推進課資料	ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数	那珂市いのちを支える自殺対策計画に基づき実施する

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築

具体的施策(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
ブックスタートの参加率	86.59%	90.5%	生涯学習課 (図書館) 資料	ブックスタート参加者数÷4、5か月児対象者数×100	令和4年度を基準値とし、毎年前年比0.5%の増を目指す
「10の姿を理解して教育を実践している」とした幼児教育施設と小中学校の教職員の割合	75%	80%	学校教育課 資料	ひまわり幼稚園公開保育に参加した幼児教育施設と小中学校の教職員へのアンケート結果	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を小中学校と共有するとともに、小中一貫を見通し、幼児教育から小・中学校へつなげていく
保育所や幼稚園、学童施設等に貸出した図書数	2,776冊	6,400冊	生涯学習課 (図書館) 資料	図書館システムから団体貸出を抽出し、該当施設の貸出冊数の合計	令和4年度を基準値として毎年500冊の増を目指す

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策2 児童の健全育成

具体的施策(1) 地域との交流・体験活動の推進

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
ふるさと教室で友だちと協力して学習できた割合	96.5%	100%	生涯学習課 資料	教室終了時アンケート「教室に参加し、友達と協力して活動できたか」という質問に「よくできるようになった」「できるようになった」と回答した教室生の割合	学校や学年の違う友だちとの交流を通して、参加児童全員の自主性や社会性を養うことを目指す

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策2 児童の健全育成

具体的施策(2) 次世代の親の育成

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	データの 出所	算出方法	目標値設定の 考え方
ライフデザインについて大切だと考える生徒の割合	82%	90%	こども課 資料	結婚・子育て・ライフデザインについて考えることは大事だと思うかとの質問に「はい」と回答した市民の割合	

第3期 那珂市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行：那珂市保健福祉部こども課

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

電 話 029-298-1111 (代表)

F A X 029-352-1021